牧之原市

第８期障がい福祉計画

第４期障がい児福祉計画

（令和9年度～令和 11 年度）

【素案】

目　次

第１章　計画策定の趣旨について……1
１　計画策定の趣旨・背景 …… 1
２　国の障がい施策の流れ …… 3
３　計画の位置付け …… 6
４　計画の期間 …… 9
５　計画の策定体制 …… 10

第２章　障がいのある人を取り巻く現状……11
１　統計データから見る障がいのある人の状況 …… 11

第３章　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画……20
１　計画の成果目標と活動指標 …… 20
２　障がい福祉サービス等の実施と見込量 …… 30
３　地域生活支援事業 …… 42
４　児童福祉法に基づく障がい児支援サービス …… 56
５　基盤整備 …… 60

資料編　……62
１　牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿 …… 62
２　牧之原市障害者計画等策定委員会規則 …… 63
３　障がい福祉に関するアンケート調査結果（抜粋 …… 64
４　用語解説 …… 93

本文中の＊の用語については、資料編の用語解説に説明を記載しています。

第1章　計画策定の趣旨について

1　計画策定の趣旨・背景

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会の一員として自分らしく生活するためには、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制を計画的に整備するとともに、相談支援、就労支援、地域生活支援などの充実を図ることが重要です。

国においては、障害者総合支援法*及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や、障がい児支援のための施策に関する基本的な指針を定めています。市区町村は、これらの指針を踏まえ、障がいのある人及び障がいのある子どもを取り巻く状況を把握し、必要なサービスの見込量やその確保策等を定める計画を作成することとされています。

本市では、これまで「第７期障がい福祉計画」及び「第３期障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備、地域生活への移行、相談支援体制の充実、就労支援の推進など、障がいのある人及び障害のある子どもを支える各種施策に取り組んできました。

一方で、障がいのある人の高齢化や障害の重度化、医療的ケア*を必要とする人の増加、発達障がい*や精神障がいのある人への支援ニーズの多様化など障がい福祉を取り巻く環境は変化しています。

また、障がいのある子どもについては、発達段階や特性に応じた早期支援、保健、医療、福祉、教育及び就労等の関係機関が連携した切れ目のない支援が一層求められています。

さらに、障がいのある人が地域で安心して生活するためには、必要なサービスを適切に利用できる環境の整備に加え、地域住民の理解促進、差別の解消、権利擁護、虐待防止、災害時や感染症発生時における支援体制の確保など、生活全般にわたる取組を進める必要があります。

このため、本市では、現行計画の取組状況及び達成状況を検証するとともに、障がいのある人及び障がいのある子ども、その家族のニーズを把握し、国の基本指針や本市の地域特性を踏まえて、「第８期障がい福祉計画」及び「第４期障がい児福祉計画」を作成します。

本計画は、令和９年度から令和 11 年度までを計画期間とし、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の必要なサービス量を見込み、その確保に向けた方策を定めるものです。

また、地域生活への移行や就労支援、相談支援体制の充実、障害児支援の提供体制の整備など、重点的に取り組む事項を明らかにし、施策を計画的に推進するための基本的な指針とします。

計画の作成に当たっては、障がいのある人及び障がいのある子ども、家族、関係団体、福祉・保健・医療・教育・就労等の関係機関から幅広く意見を聴取し、地域の実情や支援ニーズを反映します。

本市単独では整備が困難な場合等においては、志太榛原圏域内の市町及び関係機関が連携し、サービスの提供体制の協議やニーズ調査を行い、役割分担や相互利用を進めることにより、圏域単位での整備を進めて行きます。

本計画を着実に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会*の実現を目指します。

２　国の障がい者施策の流れ

（１）関連法等に係る年表

時期	項　目	備　考
平成５年（1993）	障害者基本法*施行 （心身障害者対策基本法から移行）	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成７年（1995）	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障害者を障害者と位置づけ、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に
平成12年（2000）	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」（行政処分）から「契約」への移行・自立支援を目指す福祉を規定
平成14年（2000）	身体障害者補助犬法施行	補助犬などを伴って社会で活躍できるように支援
平成17年（2005）	発達障害者支援法*施行	発達障害をはじめて定義し、支援の対象に
平成18年（2006）	障害者自立支援法施行	３障害共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行	公共交通機関や施設を安全にかつ円滑に利用できる社会の実現
平成18年以降	障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大
平成19年（2007）	障害者権利条約に日本署名	署名以降、「合理的配慮*」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年（2012）	障害児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者虐待防止法*施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年（2013）	障害者自立支援法が障害者総合支援法*に移行	制度やサービスをほぼ踏襲しつつ、共生社会*の実現を強調
	障害者優先調達推進法*施行	障害者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成26年（2014）	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法*等の関連法を整備
平成28年（2016）	障害者差別解消法施行	「合理的配慮*」の不提供の禁止が法定 （公共機関は義務、民間は努力義務）

時期	項　目	備　考
平成28年（2016）	改正障害者雇用促進法*施行	障害者に対する差別禁止、合理的配慮*の提供義務を規定
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度*の利用促進を図る
	改正障害者総合支援法・改正児童福祉法施行	障害児福祉計画策定など障害児支援の一層の強化を目指す
	改正発達障害者支援法施行	発達障害者への一層の支援強化を目指す
平成30年（2018）	改正障害者総合支援法*施行	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進
	改正児童福祉法施行	障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
	改正社会福祉法施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
	改正障害者雇用促進法*施行	法定雇用率*の算定基礎の見直し
	障害者文化芸術活動推進法の施行	鑑賞・参加・創造する機会の確保、個性と能力の発揮と社会参加を促進
令和元年（2019）	改正社会福祉法施行	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
	読書バリアフリー法施行	障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる環境整備を推進
令和３年（2021）	改正社会福祉法施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援
	医療的ケア*児及支援法施行 ※同法は令和９年４月に「医療的ケア*児及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改正予定	医療的ケア*児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
令和４年（2022）	情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和６年（2024）	改正障害者総合支援法施行	共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上明確化 基幹相談支援センター*及び地域生活支援拠点*等の整備を努力義務化
	改正障害者雇用促進法施行	「就労選択支援」を創設

時期	項　目	備　考
令和６年（2024）	改正難病法施行	難病*患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
	改正精神保健福祉法施行	「入院者訪問支援事業」を創設
	改正障害者差別解消法*施行	民間事業者による合理的配慮*の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務が新設
	改正児童福祉法施行	要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化
令和７年（2025）	手話施策推進法施行	手話が言語などの重要な意思疎通手段であることに鑑み、手話の取得・使用における意思尊重、手話文化の継承・発展、共生社会*実現に向けた理解促進
令和８年（2026）	高次脳機能障害者支援法施行	高次脳機能障害のあるかたへの切れ目のない支援体制の整備や社会参加の促進

3　計画の位置付け

（1）計画の性格と根拠法令

令和６年３月に策定した「牧之原市第４次障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の３計画を一体的に策定したものです。

「第４次障がい者計画」は、令和６年度から令和11年度までの６年間を計画期間とし、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、その確保に向けた方策を定める計画となります。

「第４次障がい者計画」の計画期間は令和11年度まで継続しますが、「第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画」の計画期間が令和８年度で終了することから、令和９年度以降を計画期間とする「第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画」（以下「本計画」）を策定します。

本計画は、「第４次障がい者計画」における障がい福祉及び障がい児福祉に関する実施計画として位置付けられます。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法*	障害者総合支援法*	児童福祉法
国	第５次障害者基本計画 令和５年度～令和９年度	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	ふじのくに障害者しあわせプラン		
牧之原市	牧之原市第４次障がい者計画・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画		

（２）関連計画

本計画は、市の最上位計画である「第３次牧之原市総合計画」の障がい福祉部門計画として位置付けられます。

本計画では、本市が策定した「牧之原市地域福祉計画」、「牧之原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「牧之原市子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、障がい福祉施策を推進していきます。

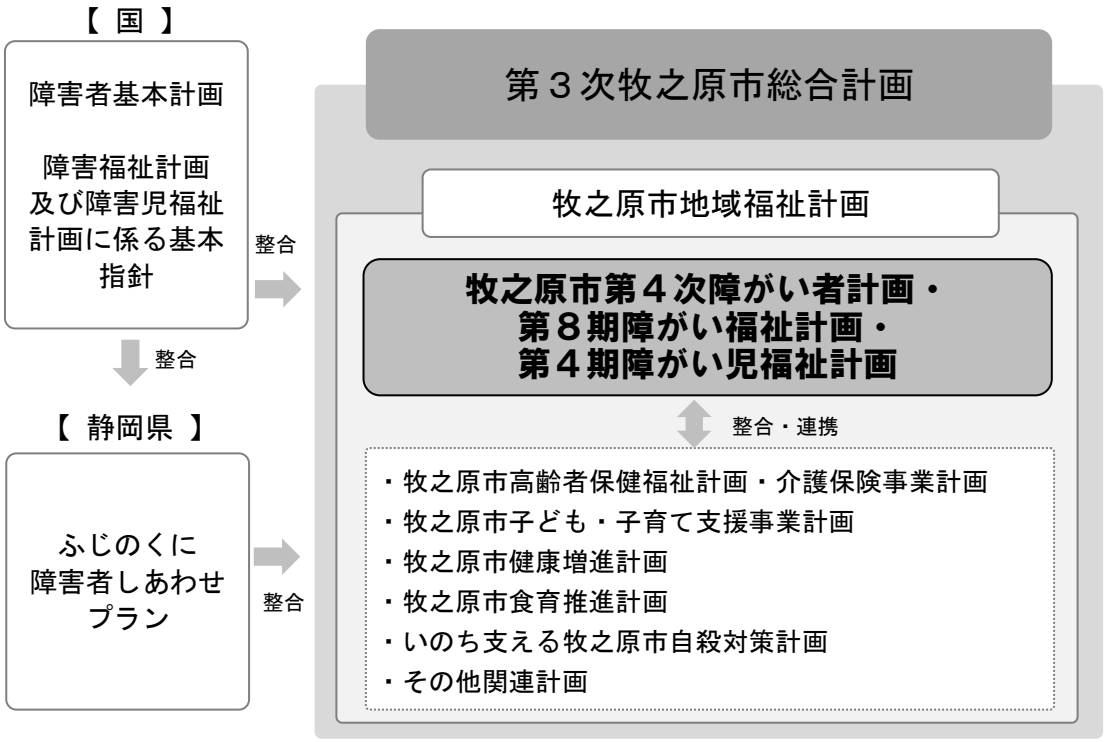

（３）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

ＳＤＧｓは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。ＳＤＧｓの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会*」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、ＳＤＧｓを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



４　計画の期間

本計画は、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間を計画の期間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する計画との整合に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

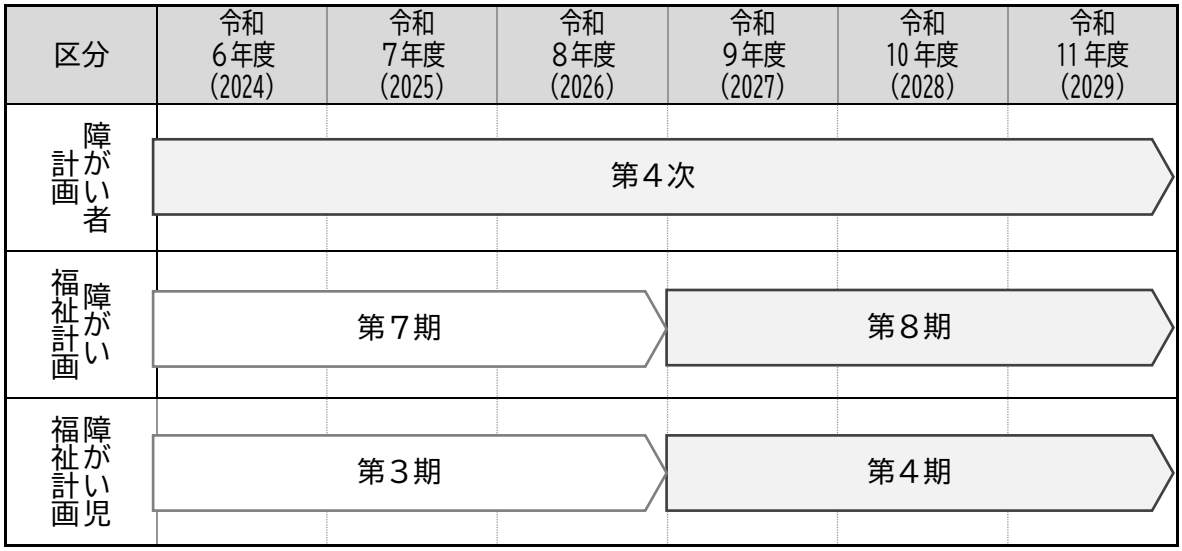

5　計画の策定体制

（1）計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、学識経験者及び公募委員等で組織する「牧之原市障害者計画等策定委員会」、障害者自立支援ネットワーク*や障害者団体などとの意見交換会を行い、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

（2）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がいのある人等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及び市民へのアンケート調査や団体ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

１　統計データから見る障がいのある人の状況

（１）人口・世帯数の推移

本市の総人口は令和７年で40,303人となっており、減少傾向が続いています。

年齢区分別にみると、年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は人口、構成比ともに減少している一方で、老年人口（65歳以上）は人口、構成比ともに増加しており、令和７年では老年人口が34.9%を占め、３人に１人が高齢者となっています。

また、世帯数は増加しているものの、１世帯当たりの人数は減少しており、令和７年では2.5人となっています。

人口・世帯数の推移　　単位：人、世帯

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	令和７年
総人口	51,672	50,645	49,019	45,547	43,502	40,303
年少人口(0～14 歳)	8,419	7,155	6,507	5,632	5,064	4,012
総人口比（%）	16.3	14.1	13.3	12.4	11.6	10.0
生産年齢人口(15～64 歳)	32,500	31,889	30,339	26,685	24,348	22,042
総人口比（%）	62.9	63.0	61.9	58.6	56.0	54.7
老年人口(65 歳以上)	10,743	11,601	12,116	13,137	13,834	14,047
総人口比（%）	20.8	22.9	24.7	28.8	31.8	34.9
世帯数	14,554	15,468	15,607	15,416	15,904	16,153
1 世帯当たり人数	3.6	3.3	3.1	3.0	2.7	2.5

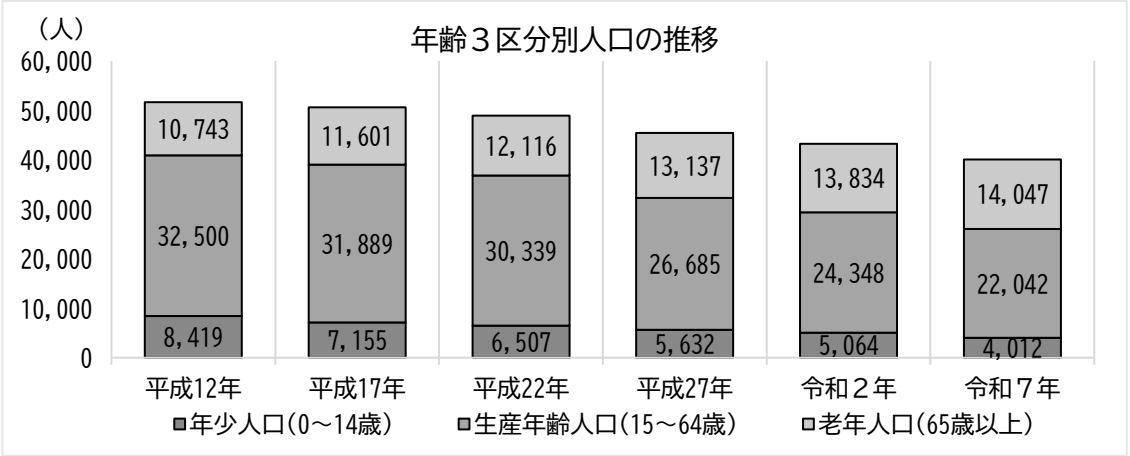

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

注：年齢不詳等により整合が取れない場合があります。

（２）障がい者数の推移

令和８年３月31日現在、身体障がいのある人は1,670人、知的障がいのある人は572人、精神障がいのある人は494人となっています。また、精神病院入院患者数は48人、自立支援医療*受給者数（精神通院）は695人、難病*患者数は387人となっています。

令和３年からの推移をみると、知的障がいのある人、精神障がいのある人と、自立支援医療受給者数（精神通院）は増加傾向がみられます。

障がい者数の推移

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
総人口	44,560	43,696	43,284	42,758	41,970	41,344
身体障がい	1,829	1,824	1,805	1,768	1,730	1,670
総人口比（%）	4.17%	4.17%	4.04%	4.13%	4.12%	4.04%
知的障がい	517	526	538	559	565	572
総人口比（%）	1.20%	1.24%	1.12%	1.31%	1.35%	1.38%
精神障がい	374	385	414	427	466	494
総人口比（%）	0.88%	0.96%	0.84%	1.00%	1.11%	1.19%
精神病院入院患者	53	52	47	48	39	48
総人口比（%）	0.12%	0.11%	0.13%	0.11%	0.09%	0.12%
自立支援医療(精神通院)	617	643	641	650	672	695
総人口比（%）	1.47%	1.48%	1.17%	1.52%	1.60%	1.68%
難病* (特定疾患・小児慢性)	356	380	395	377	381	387
総人口比（%）	0.80%	0.87%	0.91%	0.88%	0.91%	0.94%

資料：社会福祉課(各年３月 31 日現在)

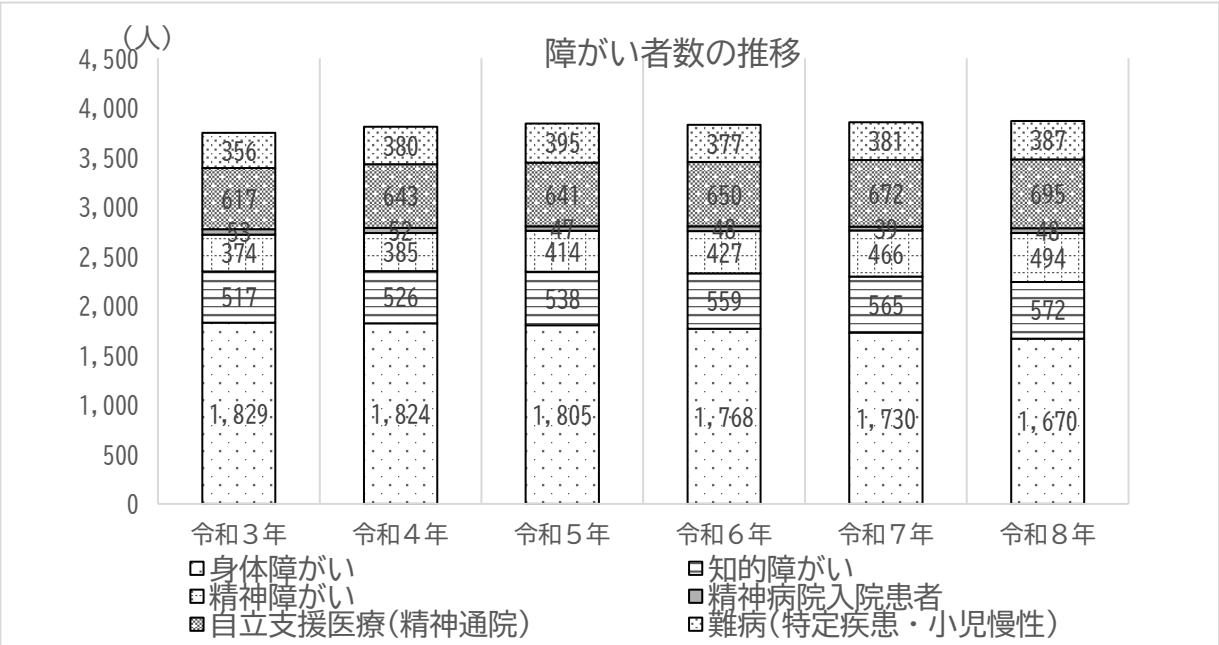

資料：社会福祉課(各年３月 31 日現在)

（３）身体障がいのある人の状況

①　身体障害者手帳*所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和８年３月31日現在で1,670人となっており、そのうち18歳未満が25人、18歳以上が1,645人で、減少傾向となっています。

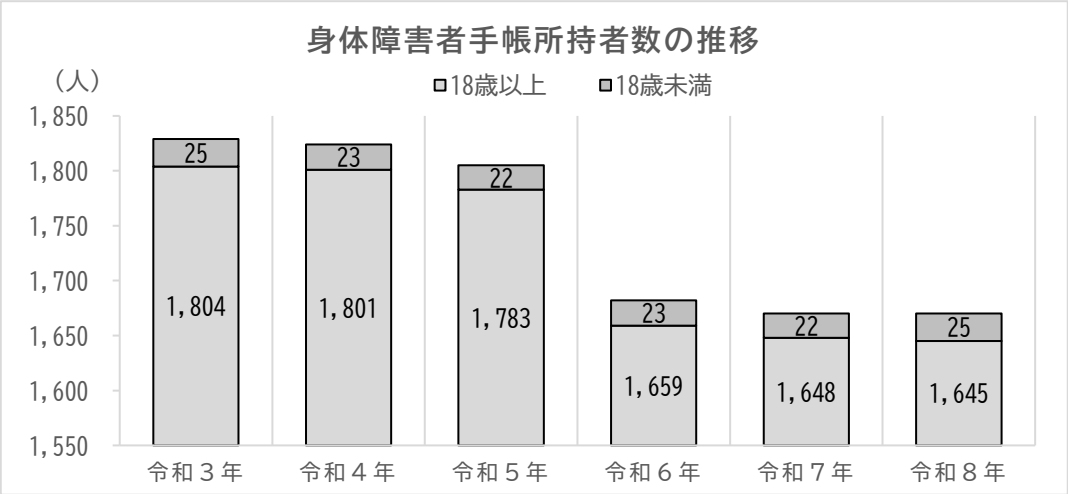

資料：社会福祉課（各年３月 31 日現在）

②　身体障害者手帳*所持者数（種別・等級別）

令和８年３月31日現在の身体障害者手帳所持者数について、障がい種別にみると、肢体不自由が815人と、全体の約半数（48.8%）を占め、次いで内部障がいが602人となっています。

また、等級別では１級が609人と、全体の３割以上（36.4%）を占めています。

身体障害者手帳所持者数（種別・等級）

単位：人

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
視覚障がい	33	44	10	5	20	2	114
聴覚・平衡機能障がい	3	16	17	34	1	49	120
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	2	11	6	—	—	19
肢体不自由	169	217	128	184	66	51	815
内部障がい	404	7	80	111	—	—	602
合計	609	286	246	340	87	102	1,670

資料：社会福祉課（令和８年３月 31 日現在）

（４）知的障がいのある人の状況

①　療育手帳*所持者数の推移

療育手帳*所持者数は、令和８年３月31日現在で572人となっており、18歳未満が156人、18歳以上が416人となっています。また、療育手帳*所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和３年から令和８年にかけて55人増加しています。

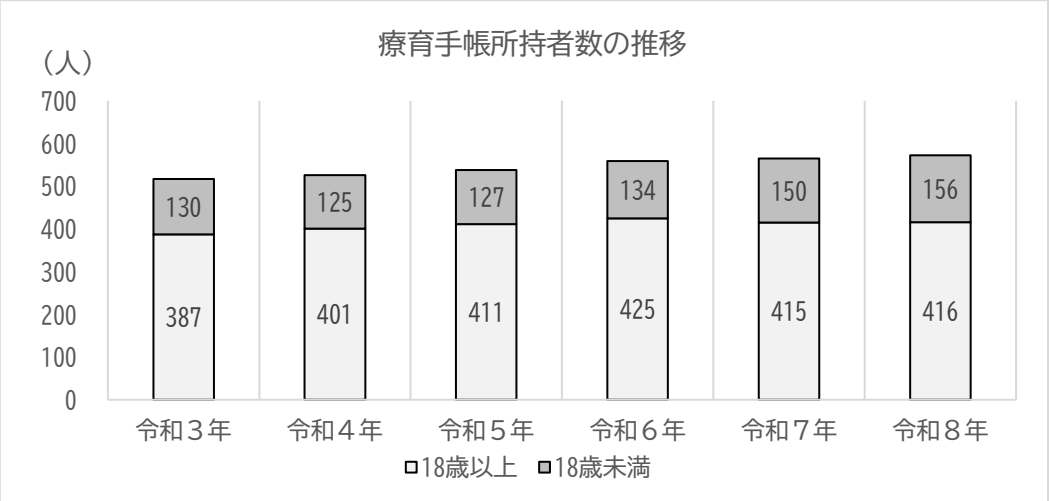

資料：社会福祉課（各年３月 31 日現在）

②　療育手帳*所持者数（障がい程度別）

令和８年３月31日時点の療育手帳*所持者数について、障がい程度別にみると、Ａ判定が162人（18歳未満：30人、18歳以上：132人）、Ｂ判定が410人（18歳未満：126人、18歳以上：284人）となっています。

療育手帳所持者数（障がい程度別）

単位：人

区分	A	B
18 歳未満	30	126
18 歳以上	132	284
合計	162	410

資料：社会福祉課（令和８年３月 31 日現在）

（５）精神障がいのある人の状況

①　精神障害者保健福祉手帳*所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移

令和８年３月31日現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は494人、精神科入院患者数は48人、通院医療費公費負担対象者数は695人となっています。

精神科入院患者数は減少傾向にある一方で、通院医療費公費負担対象者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向となっています。

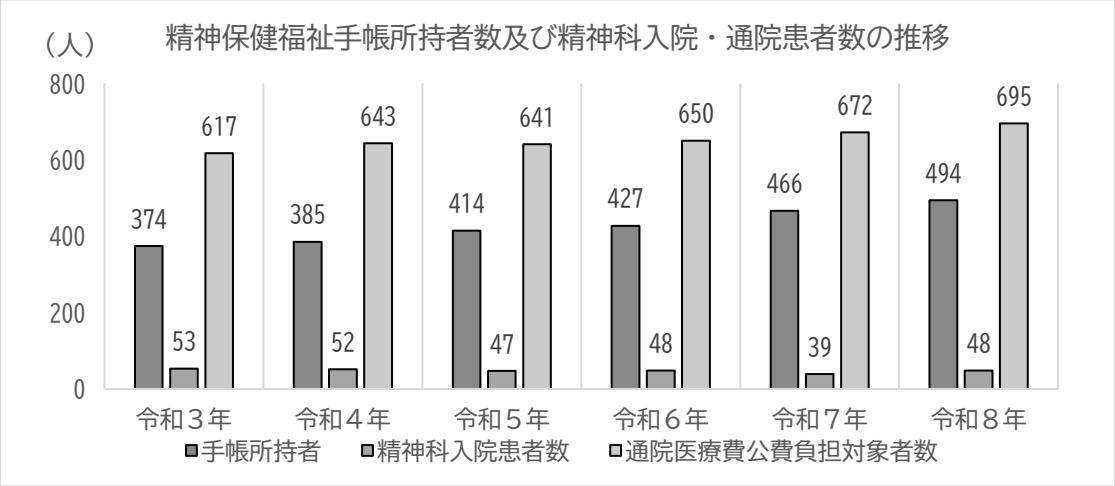

資料：社会福祉課（各年３月 31 日現在）

②　精神障害者保健福祉手帳*所持者数（等級別）

令和８年３月31日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数について、等級別にみると、１級が42人、２級が333人、３級が119人となっており、２級が全体の７割弱を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）

単位：人

区分	１級	２級	３級	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者数	42	333	119	494

資料：社会福祉課（令和８年３月 31 日現在）

（６）難病*患者数等の推移

令和８年３月31日現在で、指定難病*及び特定疾患医療受給者数は358人、小児慢性特定疾患*医療受給者数は29人となっています。

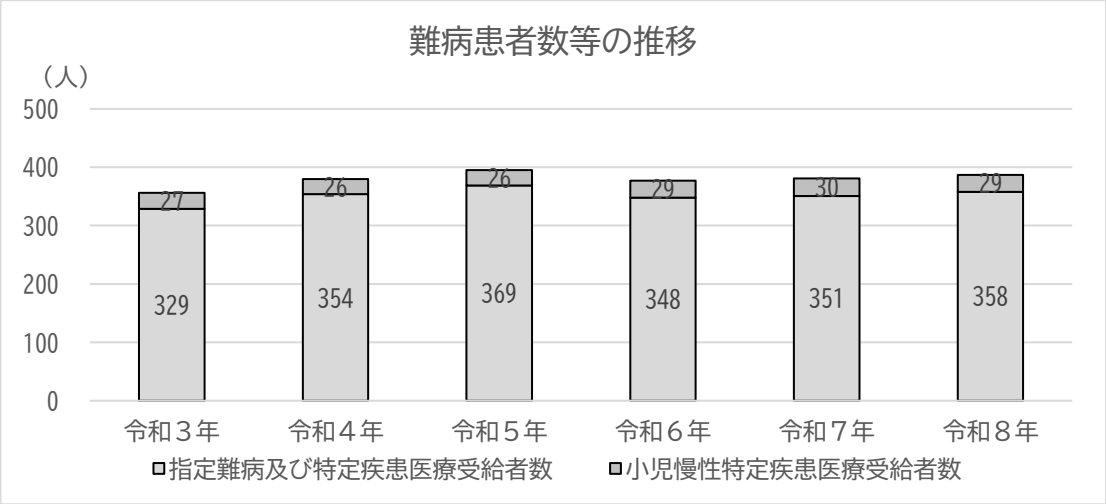

資料：中部保健所（各年３月 31 日現在）

（７）通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の推移

令和８年現在、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒数は、小学校児童数が179人、中学校生徒数が124人となっています。令和２年以降、小学校児童数、中学校生徒数ともに増減はあるものの、概ね増加傾向がみられます。令和８年の数値が大幅減となっているのは、「校内就学支援委員会にて特別な支援が必要であるとされた児童生徒数」に計上方法が厳格化されたためです。

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の推移

単位：人

項目	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
特別な教育的支援を必要とする小学校児童数	219	246	214	285	317	301	179
特別な教育的支援を必要とする中学校生徒数	165	104	101	150	195	218	124

資料：通常の学級及び特別支援学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

（８）障がいのある人の雇用環境

①　民間企業における雇用率の推移

市内民間企業の障害者雇用率は、令和７年で2.50％と、令和５年に減少しましたが、その後は増加傾向となっており、令和７年は静岡県、国と比較しても高い水準となりました。また、法定雇用率*と比較しても、本市は法定雇用率*と同数値となりました。

民間企業における雇用率の推移

単位：事業所、人、％

区分		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
牧之原市内の企業	対象企業数	39	44	41	39	46	46
	算定基礎労働者数	4,707.0	4,914.5	4,692.5	4,611.0	5,154.0	5,302.5
	雇用障害者数	119.0	138.5	141.5	103.5	117.0	132.5
	実雇用率	2.53	2.82	3.02	2.24	2.27	2.50
	達成企業数	16	14	13	12	16	18
静岡県の企業雇用率		2.19	2.28	2.32	2.37	2.43	2.44
全国の企業雇用率		2.15	2.20	2.25	2.33	2.41	2.41

資料：静岡労働局調べ

※法定雇用率：令和７年時点では一般民間企業は 2.5%（従業員 40.0 人以上の企業は雇用義務）、国および地方公共団体については 2.8%。

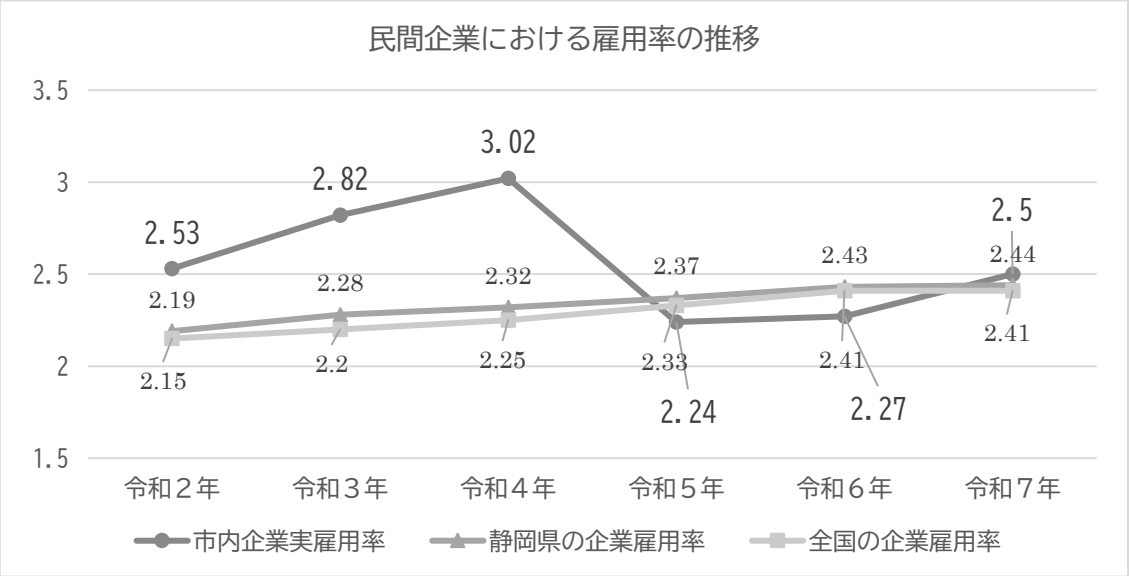

資料：静岡労働局調べ

②　牧之原市役所における雇用率の推移

令和７年６月１日時点の市役所の障害者雇用率は3.11%と、法定雇用率*（2.8%）を上回っています。

牧之原市役所における雇用率の推移　　単位：人

区分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
職員数	343	337	337	320	328	322
雇用障害者数	11	10	10	11	11	10
実雇用率	3.21%	2.97%	2.97%	3.44%	3.35%	3.11%

資料：社会福祉課（各年６月１日現在）

（９）障がいのある人の施設等

①　市内の事業所の状況

令和８年10月１日現在の市内の事業所は、下記のとおりです。

市内の事業所の状況　　単位：人

区分	施設名	所在地	定員
相談支援事業所	生活支援センターやまばと	坂部 2151-2	－
	相談室こころ	細江 701-4	－
	生活支援センターつばさ	相良 275	－
	さくらんぼ	細江 2495	－
	つくしの家	相良 240-1	－
	相談支援事業所フラワー	波津 3 丁目 5	－
生活介護	ケアセンター花もも	坂口 2771-1	20
	つくしホーム	相良 240-1	25
	オール看護榛南（共生型）	細江 3205-1	－
	社協陽だまり（基準該当）	静波 479-2	－
就労継続支援Ａ型	㈱センドラン静岡	細江 198-12	40
	ミライ相良	菅ケ谷 232-1	20
就労継続支援Ｂ型	ワークセンターやまばと	坂部 394-2	20
	こづつみ作業所	波津 1690-1	20
	第２こづつみ作業所	大沢 5-10	30
	サポートセンターみつばち	細江 2495	20
	らしく	菅ヶ谷 219-1	20
	あじさい	細江 701-4	20
	ヨンワ	坂部 604-3	20
	みのり	細江 2096-6　木村ﾃﾅﾝﾄ 2 階	20
	ＥＭＩＣＬＥ牧之原	静波 1699-225	20
	一如	静波 2220-5	20
	ふぁむ　就労継続支援Ｂ型事業所	勝間 684-3	20
施設入所支援	やまばと希望寮	坂部 2151-2	30
グループホーム	こづつみ寮	大沢 148-4	7
	第２こづつみ寮	大沢 5-15	7
	たんぽぽ	坂部 3560-2	6
	わかば	坂部 2152-7	10
	もくれん	坂部 5623-1	10
居宅介護	社協ホームヘルプサービス	波津 1147-4	－
	ニチイケアセンター相良	大沢 4-1	－
児童発達支援	つくしの家	相良 240-1	20
	多機能型事業所にこっと	勝俣 1926-1	10
	ぐりん　相良校	波津 726-1	10
	みのりん牧之原	細江 812-2	10
放課後等デイサービス	おれんじ坂口	坂口 633-2	10
	スマイル相良	片浜 1216-1　3F ｶﾀｼｮｰﾜﾝﾗﾎﾞ	10
	スマイル榛原	細江 1944-9	10
	多機能型事業所いろいろ	菅ケ谷 169-2	20
	スマイルＮＥＸＴ	細江 1041-1	10
	多機能型事業所にこっと	勝俣 1926-1	10
	ぐりん　相良校	波津 726-1	10
地域活動支援センター	はぐるま	細江 701-4	15

資料：社会福祉課（令和８年 10 月１日現在）

② 市内で活動するボランティア*団体の状況

令和８年10月１日現在の市内で活動するボランティア*団体等は下記のとおりです。

市内で活動するボランティア*団体の状況　　単位：人

項目	活動概要	会員数
音訳サークルやまびこ	視覚障がいのある人向けに市の広報紙をテープ・ＣＤに吹き込む活動	1
手話サークル・フレンド	手話を覚える、ろうあ者との交流	22

資料：社会福祉協議会（令和８年10月１日現在）

第３章　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画

１　計画の成果目標と活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がい児支援の提供体制等を整備する必要があります。この計画においては、令和 11 年度を目標年度として、国の指針を踏まえた上で、第 7 期計画の実績や地域の実情に応じて、次のような目標数値等を設定します。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

国は、令和11年度末における地域生活に移行する者の数値を設定するにあたり、令和８年度末時点の施設入所者の５％以上が地域生活に移行し、施設入所者の５％以上が減少することを基本に、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて目標を設定するよう求めています。

【目標設定の考え方】

（ア）入所者数（Ａ）の数値について、令和８年３月末を基準日として、令和 11 年度の目標値を設定することとされており、令和８年３月末の入所者数は、46 人となっております。

（イ）令和 11 年度入所者数（Ｂ）は、地域移行が見込まれるものや通過施設を利用するものなどを見込み、国の指針（５％以上の減少）に合わせて設定しました。

（ウ）地域移行者数についても同様に考え、３人に設定しました。

成果目標	数値	考　え　方
入所者数（Ａ）	46 人	令和８年３月末の数
令和 11 年度 入所者数（Ｂ）	43 人	令和 11 年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込　（Ｂ－Ａ）	3 人	差引増減見込数
【目標値】 地域移行数	3 人	令和 11 年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

【目標設定の考え方】

協議の場は、障害者自立支援ネットワーク*「地域移行・地域定着支援部会」として吉田町と共同設置済であり、今後も継続的に実施します。社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上を目的に、心のサポーター*を養成します。Ｋ６*という尺度を活用し、市ホームページ上に掲載し、誰でもいつでも利用できるようにします。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

活動指標	目標	考え方
令和９～11 年度における協議の場の設置	他市町と共同設置済	地域移行・地域定着支援部会における協議を継続します。

② 市町村の協議の場における活動

活動指標			目標		
			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数		開催回数（回）	6	6	6
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数		開催回数（回）	1	1	1
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	保健	参加者数（人）	1	1	1
	医療（精神科）	参加者数（人）	1	1	1
	福祉	参加者数（人）	6	7	7
	介護	参加者数（人）	0	2	2
	当事者	参加者数（人）	3	3	3
	民生委員	参加者数（人）	4	4	4
	社会福祉協議会	参加者数（人）	0	2	2

成果目標	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
心のサポーター養成数（人） （令和 15 年度末までに人口按分で 320 人養成）	60	120	180
Ｋ６という尺度を活用した評価の実施有無	有	有	有
活動指標	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
心のサポーター養成研修の実施回数	2	2	2

（３）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

国は、福祉施設から一般就労への移行等について、地域の実態などを踏まえて以下を基本として令和11年度の目標値を設定するよう求めています。

項目	基本とする目標
福祉施設から一般就労への移行	令和６年度実績の 1.31 倍以上
就労移行支援により一般就労移行	令和６年度実績の 1.14 倍以上
就労継続支援Ａ型事業所により一般就労移行	令和６年度実績の 1.52 倍以上
就労継続支援Ｂ型事業所により一般就労移行	令和６年度実績の 1.67 倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和６年度実績の 1.47 倍以上
就労移行支援事業所の就労率	利用終了者に占める一般就労移行率が５割以上の事業所が全体の５割以上
就労定着支援事業所の定着率	就労定着率が７割以上の事業所が全体の２割５分以上

【目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数は、就労移行の促進を図る観点から、国の基本指針を上回る目標値を設定します。

項目	令和６年度 実績	令和 11 年度 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	4 人	8 人
就労移行支援による一般就労移行者数	0 人	0 人
就労継続支援Ａ型事業所による一般就労移行者数	2 人	4 人
就労継続支援Ｂ型事業所による一般就労移行者数	2 人	4 人
就労定着支援事業の利用者数	1 人	2 人
就労移行支援事業所の就労率５割以上の事業所割合	－	－
就労定着支援事業所の定着率７割以上の事業所割合	100% （１事業所）	100% （１事業所）
就労選択支援事業所の設置	設置済	設置済

（４）障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

【目標設定の考え方】

児童発達支援センター*については、未設置ですが、市内の児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所*、保育所等訪問支援事業所と連携を図ることにより機能確保しています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容の推進、重症心身障がい*児者を支援するサービス事業所の確保のほか、医療的ケア*児等を支援する体制を整備します。

① 児童発達支援センター*の設置

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに※中核的機能を確保した児童発達支援センターを設置	機能確保済	既存の事業所との連携によりセンター機能を確保します。

※中核的機能：①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能　②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能　③地域のインクルージョン推進の中核としての機能　④地域の障がい児の発達支援の入り口としての相談機能

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに保育所等訪問支援を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	構築済	保育所等訪問支援サービスの活用促進を図り、保育所、学校等におけるインクルージョンを推進します。

③ 主に重症心身障がい児*を支援する児童発達支援事業所の確保

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに主に重症心身障がい児の受入体制を整備した障害児通所支援事業所を確保	未設置だが受入体制を整備した事業所等を確保	市内事業所へのサービス提供体制を働きかけるほか、近隣市町との調整を図ります。

④ 主に重症心身障がい児*を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	他市町の事業所により確保済	近隣市町の事業所との調整を図り、事業所を確保します。

⑤　医療的ケア*児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場設置及び医療的ケア児*等に関するコーディネーターを配置

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済	障害者自立支援ネットワーク「重症心身障がい児者支援部会」にて協議します。

成果目標（国指針）	目標		
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置数（１人以上）	3	3	3

⑥　障がい児及びその家族への伴奏的な相談支援体制の確保

成果目標（国指針）	目標	考え方
関係機関と連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保	設置済	障害者自立支援ネットワーク「こども部会」、検診、保育所等訪問支援やサークル活動を通じて、体制を確保します。

（５）地域生活支援の充実

【目標設定の考え方】

地域生活支援拠点*が有する機能のうち、「緊急時受入・対応」機能については、令和３年度に市単独で整備済となっており、この他の機能の整備のため、圏域内の二市二町（島田市、吉田町、川根本町）による共同整備の協議を行ってきました。「体験の機会・場」機能については、二市二町での共同設置により、令和８年度に整備済となりました。引き続き、二市二町で、「相談」機能、「専門的人材の確保・養成」機能の設置、拠点コーディネーターの共同設置に向けて協議を継続します。

拠点等整備において、設置市町のみへの協力とならないように志太榛原圏域内で広域的な支援体制を構築できるよう整備を進めます。

なお、国の指針において年１回以上必要とされる運用状況の検証及び検討については、年２回以上の実施を目標として設定します。

強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制については、障害者自立支援ネットワーク*「相談支援部会」において支援体制を協議します。

① 地域生活支援拠点*等の確保

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに地域生活支援拠点等を整備	共同設置済 （島田市、吉田町、川根本町）	確保済の機能以外の機能拡充を進めます。

② 地域生活支援拠点*等に係る検証・検討

活動指標		目標		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
コーディネーターの配置人数	人数（人）	二市二町による共同設置に向けて協議		
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う場（牧之原市障害者自立支援ネットワーク・基幹相談センター拠点作業部会）の年間実施回数	実施回数（回）	9	9	9

③ 強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに強度行動障害を有する障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	令和 11 年度までに市単独で整備予定	障害者自立支援ネットワーク「相談支援部会」において、支援ニーズを整理し、関係機関との連携体制を整備します。

（６）相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センター*は、圏域内の二市二町（島田市、吉田町、川根本町）による共同設置とし、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化のほか、関係機関等の緊密化を通じた地域づくりを進めます。

また、地域づくりを進める協議会（障害者自立支援ネットワーク*）の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じたサービス基盤の開発、改善を行う体制の強化を図ります。支援体制の強化により、のぞまないセルフプラン*をゼロにします。

① 基幹相談支援センター*による地域の相談支援体制の強化

●基幹相談支援センター*の設置

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和 11 年度末までに基幹相談支援センター設置	共同設置済（島田市、吉田町、川根本町）	引き続き共同設置とし、機能強化を図ります。
個別事例の検討を通じた支援体制の整備に取り組む体制を確保	体制強化	個別支援会議における課題を整理し、障害者自立支援ネットワークにおいて必要なサービス基盤の検討を行います。

●地域の相談支援事業所*に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

活動指標			目標		
			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数（件）	14	14	14
	地域の相談支援事業所の人材育成支援件数	件数（件）	36	36	36
	地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	回数（回）	6	6	6
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回数（回）	36	36	36
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		人数（人）	2	2	2

活動指標		目標		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合	取組に参加した相談支援事業所数	6	6	6
割合		100%	100%	100%
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無		有	有	有
協議会の実施回数	回数（回）	2	2	2
協議会の専門部会の設置数	設置数（件）	6	6	6
実施回数		72	72	72
協議会における個別事例を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における支援体制の整備等について、協議会の議題とした数		1	1	1

② のぞまないセルフプラン*の件数をゼロにするための取組

成果目標	目標	考え方
相談支援体制の地域診断を行い、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする	令和 12 年度以降	新たなセルフプランを発生させないようにします。現在残っているセルフプランは、順次相談支援専門員による支援に切り替えていきます。

成果目標		目標		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害福祉サービス等受給者数 計画相談支援		350	350	350
	セルフプラン数	0	0	0
	上記のうち、のぞまないセルフプラン数	0	0	0
	セルフプラン率	0.0%	0.0%	0.0%
	のぞまないセルフプラン率	0.0%	0.0%	0.0%

成果目標		目標		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害福祉サービス等受給者数 障がい児相談支援		150	145	140
	セルフプラン数	4	4	2
	上記のうち、のぞまないセルフプラン*数	4	4	2
	セルフプラン率	2.7%	2.8%	1.4%
	のぞまないセルフプラン*率	2.7%	2.8%	1.4%

（７）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標設定の考え方】

市職員が障害者総合支援法*の具体的内容を理解しつつ、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とするサービス等が利用できているかの検証を行うため、専門職だけではなく、職員全体の資質向上を図ります。

① 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

成果目標	目標	考え方
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	構築済	担当職員の研修受講やサービス利用状況の分析が実施可能な体制を確保します。

② 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組

●県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数

活動指標		目標		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	人数（人）	1	1	1

●事業所指導監査の適正実施と結果の共有

活動指標	目標	考え方
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	確保済	自立支援審査支払システムの審査結果のほか、国の障害福祉サービスデータベースから得られるデータ帳票を活用し、利用サービスの分析を行います。

2　障がい福祉サービス等の実施と見込量

第８期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等について、利用実績と障がいのある人の意向等を踏まえて、種類ごとに必要な量の見込みを設定します。

（１）障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院等の通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護及び外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動介護などを行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が行動をするときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な人で、意思疎通を図ることが困難な人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【実績】　（一月当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	実利用者数（人）	49	49	50
	延利用時間（時間）	474	408	416
重度訪問介護	実利用者数（人）	1	3	3
	延利用時間（時間）	723	1,203	1,203
同行援護	実利用者数（人）	7	6	8
	延利用時間（時間）	36	26	34

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
行動援護	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用時間（時間）	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用時間（時間）	0	0	0

【見込量】　（一月当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	実利用者数（人）	50	53	55
	延利用時間（時間）	416	440	456
重度訪問介護	実利用者数（人）	3	3	3
	延利用時間（時間）	1,203	1,203	1,203
同行援護	実利用者数（人）	9	9	9
	延利用時間（時間）	38	39	39
行動援護	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用時間（時間）	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用時間（時間）	0	0	0

【見込量の考え方】

・ 居宅介護は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は55人、微増すると見込み、利用時間は１人一月当たりの平均利用時間８時間により計上します。

・ 重度訪問介護は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は３人、横ばいで推移すると見込みます。

・ 同行援護は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は９人、横ばいで推移すると見込み、１人一月当たりの平均利用時間を毎年１時間の増として計上します。

・ 行動援護及び重度障害者等包括支援は、第７期計画の実績から、利用者数の見込みを計上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。

【確保のための方策】

・ 居宅介護は、市が給付を行っている事業所は６事業所で、うち２事業所が市内の事業所です。担い手確保は広域的な課題ですが、引き続き、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
・ 重度訪問介護は、市が給付を行っている事業所は５事業所ですが、市内には事業所がない状況です。引き続き、近隣市町のサービス事業所との連携を図ります。
・ 同行援護は、市で給付を行っている事業所は４事業所ですが、うち２事業所が市内の事業所です。引き続き、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
・ 行動援護は、市内にサービス提供事業所が１事業所あります。必要に応じてサービスが利用できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。
・ 重度障害者等包括支援は、市内にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、必要に応じてサービスが利用できるよう、サービス提供が可能な県内の事業所との調整を図ります。
・ 障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、従事者の確保や研修を通じた質の向上など、事業所に適切なサービスの提供を働きかけていきます。

② 日中活動系サービス及び短期入所

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	入所施設や病院の退所・退院者や特別支援学校*卒業生などを対象に、一定の期間、地域生活への移行に必要な身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、事業所における作業や企業における実習及び適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 （Ａ型）	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。

名称	内容
就労継続支援（Ｂ型）	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約は結びません）
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケア*と常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合やレスパイト*などに、施設において、入浴、食事、排せつ等の介護等を行います。

【実績】　（一月当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	実利用者数（人）	84	83	83
	延利用日数（日）	1,735	1,724	1,782
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用日数（日）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	0	2	5
	延利用日数（日）	0	44	110
就労選択支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用日数（日）	0	0	0
就労移行支援	実利用者数（人）	0	1	2
	延利用日数（日）	0	23	45
就労継続支援（Ａ型）	実利用者数（人）	45	57	60
	延利用日数（日）	843	1,128	1,188
就労継続支援（Ｂ型）	実利用者数（人）	154	163	160
	延利用日数（日）	2,656	2,900	2,720
就労定着支援	実利用者数（人）	5	4	2

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
療養介護	実利用者数（人）	8	7	8
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	13	17	27
	延利用日数（日）	52	89	139
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	1	1	2
	延利用日数（日）	3	3	6

【見込量】　（一月当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	実利用者数（人）	83	84	84
	延利用日数（日）	1,724	1,746	1,746
うち強度行動障害を有する者	実利用者数（人）	16	16	16
	延利用日数（日）	352	352	352
うち高次機能障害を有する者	実利用者数（人）	2	2	2
	延利用日数（日）	44	44	44
うち医療的ケアを必要とする者	実利用者数（人）	5	5	5
	延利用日数（日）	110	110	110
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用日数（日）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	5	4	4
	延利用日数（日）	110	88	88
就労選択支援	実利用者数（人）	1	1	1
就労移行支援	実利用者数（人）	2	2	2
	延利用日数（日）	45	45	45

項目			見込		
			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労継続支援（Ａ型）		実利用者数（人）	62	60	58
		延利用日数（日）	1,228	1,188	1,148
就労継続支援（Ｂ型）		実利用者数（人）	160	160	160
		延利用日数（日）	2,720	2,720	2,720
就労定着支援		実利用者数（人）	2	3	4
療養介護		実利用者数（人）	8	8	8
短期入所（福祉型）		実利用者数（人）	29	31	32
		延利用日数（日）	149	159	164
	うち強度行動障害を有する者	実利用者数（人）	2	2	2
		延利用日数（日）	10	10	10
	うち高次機能障害を有する者	実利用者数（人）	0	0	0
		延利用日数（日）	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする者	実利用者数（人）	1	1	1
		延利用日数（日）	5	5	5
短期入所（医療型）		実利用者数（人）	3	3	3
		延利用日数（日）	9	9	9
	うち強度行動障害を有する者	実利用者数（人）	0	0	0
		延利用日数（日）	0	0	0
	うち高次機能障害を有する者	実利用者数（人）	0	0	0
		延利用日数（日）	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする者	実利用者数（人）	1	1	1
		延利用日数（日）	5	5	5

【見込量の考え方】

・　生活介護は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査

から、利用者数は83人、ほぼ横ばいで推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり22日により計上します。

- 自立生活訓練（機能訓練）は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数の見込みを計上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。
- 自立生活訓練（生活訓練）は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は４人横ばいで推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり22日により計上します。
- 就労選択支援は、令和７年から開始されたサービスで、特別支援学校*卒業者のうち、就労継続支援Ｂ型の利用が見込まれる人数として１人を見込みます。
- 就労移行支援は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は横ばいで推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり22日により計上します。
- 就労継続支援Ａ型は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は横ばいで推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり20日により計上します。
- 就労継続支援Ｂ型は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は、160人を見込み、利用日数は１人一月当たり17日により計上します。
- 就労定着支援は、第７期及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年１人増とし計上します。
- 療養介護は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は８人を計上します。
- 短期入所（福祉型）は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は微増で推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり５日により計上します。
- 短期入所（医療型）は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は３人横ばいで推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり３日により計上します。

【確保のための方策】

- 生活介護は、市が給付を行っている事業所は38事業所で、うち３事業所が市内の事業所

です。市内に整備されている医療的ケア*・重症心身障がい*にも対応した生活介護や共生型生活介護において、できる限り利用者の希望に添った利用ができるよう、引き続き、サービス提供事業所等との連携を図ります。また、医療的ケア*・強度行動障害等への専門的な知識や技術を持った人の配置を含め、質の担保を前提とした志太榛原圏域全体で利用できる事業所の確保に向けて協議を進めます。

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、市が給付を行っている事業所は２事業所ですが、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう県内のサービス事業所と連携を図ります。
- 就労選択支援は、市が給付を行っている事業所は市内の１事業所です。引き続き、利用ニーズに応じてサービス提供体制の確保に努めます。
- 就労移行支援は、市が給付を行っている事業所は３事業所ですが、市内には事業所がなく、市外の事業所に通所している状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう市外のサービス事業所との連携を図ります。
- 就労継続支援Ａ型は、市が給付を行っている事業所は６事業所で、うち２事業所が市内の事業所です。引き続き、企業とサービス事業所との連携を強化し、Ａ型から一般就労への移行が進むよう、次のステップを視野に入れた支援を行います。
- 就労継続支援Ｂ型は、市が給付を行っている事業所は34事業所で、うち11事業所が市内の事業所です。引き続き、Ｂ型からの一般就労への移行や安定的な経営ができるように工賃向上を図るなど、市内外の企業やサービス事業所との連携を強化し支援を行います。
- 就労定着支援は、市が給付を行っている事業所は２事業所で、うち１事業所が市内の事業所です。引き続き、一般就労移行者の就労定着が進むよう、サービス事業所と関係機関との連携を強化し支援を行います。
- 療養介護は、市が給付を行っている事業所は４事業所で、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。
- 短期入所（福祉型）は、市が給付を行っている事業所は10事業所で、うち市内の事業所は福祉型が２事業所です。市内に整備された介護保険事業所による共生型短期入所において、できる限り利用者の希望に沿った利用ができるよう、引き続き、サービス提供事業所等との連携を図ります。
- 短期入所（医療型）は、市が給付を行っている事業所は１事業所で、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。また、市内の中核病院の地域包括ケア病棟でのレスパイト*ケアもサービス基盤の一つとして、提供する医療機関との連携を図り、圏域内での体制強化に努めます。

③ 居住系サービス

名称	内容
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【実績】　（一月当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人）	46	49	46
うち日中サービス支援型	実利用者数（人）	6	6	0
施設入所支援	実利用者数（人）	49	46	46
自立生活援助	実利用者数（人）	1	0	0

【見込量】　（一月当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人）	46	49	51
うち精神障害者数	実利用者数（人）	21	20	20
うち強度行動障害を有する者	実利用者数（人）	0	0	0
うち高次機能障害を有する者	実利用者数（人）	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	実利用者数（人）	0	0	0
うち日中サービス支援型	実利用者数（人）	0	0	0
施設入所支援	実利用者数（人）	44	44	44
自立生活援助	実利用者数（人）	0	0	0
うち精神障害者数	実利用者数（人）	0	0	0

【見込量の考え方】

・ 共同生活援助は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年２～３人の増を計上します。また、医療的ケア*・強度行動障害等への専門的な知識や技術を持った人の配置を含め、質の担保を前提とした志太榛原圏域全体で利用できる事業所の確保に向けて協議を進めます。
・ 施設入所支援は、成果目標に基づき、令和11年度末の利用者数を44人とします。
・ 自立生活援助は、第７期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数の見込みを計上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。

【確保のための方策】

・ 共同生活援助は、市が給付を行っている事業所は23事業所で、うち３事業所が市内の事業所です。福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の受け皿として重要なサービスです。地域生活への移行が適切に進むよう、サービス事業所や相談支援事業所*等との連携を図るとともに、重度の障がいのある人の受け入れが進むよう、引き続き、サービス基盤の確保に努めます。
・ 施設入所支援は、市が給付を行っている事業所は20事業所で、うち１事業所が市内の事業所です。待機者の地域生活継続の可能性を検討し、在宅サービスの充実に努めます。
・ 自立生活援助は、市が給付を行っている事業所は市外の１事業所です。地域移行促進の関連サービスとして重要なサービスです。引き続き、サービス提供が継続されるようサービス事業所と連携を図ります。

④ 計画相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用しようとする人の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*による支援を行います。

【実績】 （一月当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	実利用者数（人）	375	391	350

【見込量】　（一月当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援	実利用者数（人）	350	350	350

【見込量の考え方】

・ 計画相談支援は、第７期計画の実績から、同人数を計上します。

【確保のための方策】

・ 計画相談支援は、主に市内６事業所で実施しています。引き続き、基幹相談支援センター*と連携し、相談支援専門員*の質の向上及びサービス提供体制の充実を図ります。

⑤ 地域相談支援

名称	内容
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている人が地域生活に移行をする際に必要な住宅の確保やサービスの利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。

【実績】　（一月当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域移行支援	実利用者数（人）	2	3	2
地域定着支援	実利用者数（人）	1	4	2

【見込量】　（一月当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域移行支援	実利用者数（人）	2	2	2
うち精神障害者数	実利用者数（人）	2	2	2
地域定着支援	実利用者数（人）	2	2	2
うち精神障害者数	実利用者数（人）	2	2	2

【見込量の考え方】

・ 地域移行支援・地域定着支援は、第７期計画の実績及び福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行を見込み、地域移行支援・地域定着支援共に毎年２人を計上します。

【確保のための方策】

・ 地域移行支援・地域定着支援は、市内１事業所で実施しています。福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行、地域定着が進むよう、サービス事業所や基幹相談支援センター*と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

3　地域生活支援事業

（1）必須事業

①　理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

・ 必要に応じて予算を確保し、事業を実施します。

【確保のための方策】

・ 障がいのある人への理解を深めるための研修や講座を実施し、理解啓発に係る取組を進めていきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア*活動等）に対して支援を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		令和６年度	令和８年度	令和８年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

・ 第７期計画は０予算で事業を実施しました。必要に応じて予算を確保し、事業の充実を図ります。

【確保のための方策】

・ 精神障がい者の家族会、身体障害者福祉会など障がい者団体が自主的に取り組む勉強会やピアサポート活動に対し、支援を継続していきます。

③　相談支援事業

＜障害者相談支援事業＞

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援を行います。

＜基幹相談支援センター*＞

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を行います。

＜基幹相談支援センター*等機能強化事業＞

基幹相談支援センター*等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言などを行います。

＜住宅入居等支援事業＞

保証人がいない等の理由により一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行い、地域生活を支援します。

【実績】

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	3	3	3
基幹相談支援センター事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	3	3	3
基幹相談支援センター事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

・ 第７期計画に引き続き、各種相談支援事業を実施します。
・ 住宅入居等支援事業は、地域生活への移行が進むよう、相談支援体制を確保します。

【確保のための方策】

・ 障害者相談支援事業は、３法人に委託し、障がいのある人やその家族が抱える多様な相談に対応しています。相談の多様化・重層化に対応できる相談機能が求められていることから、市と相談支援事業所*との連携を一層強化し、相談支援の充実を図ります。
・ 基幹相談支援センター*は、令和３年度に二市二町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置しましたが、引き続き、相談支援体制の充実・強化を図ります。
・ 住宅入居等支援事業は、入居が困難な障がいのある人に対し入居に必要な調整等を行うなど、宅地建物取引業協会等との連携を図り、地域生活を支援します。

④　成年後見制度*利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度*の利用を支援するため、相談支援事業所*と連携し、制度の利用に必要な経費の一部または全部について助成を行います。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数（件）	1	2	3

【見込量】　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数（件）	4	5	6

【見込量の考え方】

・ 制度を必要とする人の増加が見込まれることから、報酬助成の件数は毎年１件の増加を計上します。

【確保のための方策】

・ 牧之原市成年後見制度*利用促進基本計画に基づき、関係機関と連携して制度の利用促進を進めます。

・ 広く市民に制度の周知を図るとともに、市と相談支援事業所*が連携して制度を必要とする人への利用支援に努めます。

⑤　成年後見制度*法人後見支援事業

障がいのある人の成年後見制度*の活用を促進するため、法人後見の適正な活動支援や市民後見人の育成に取り組みます。

【実績】

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

・ 法人後見については、令和元年度から牧之原市社会福祉協議会*が実施しています。
・ 市民後見については、令和２年度より「市民後見人養成講座」を開催し、後見人として活動できる人材の育成に取り組んでいます。
・ 第７期計画に引き続き、法人後見及び市民後見支援に係る事業を実施します。

【確保のための方策】

・ 市民後見人の活用を含む法人後見の業務の充実が図られるよう、成年後見サポートセンターと連携して法人後見の適正な実施を支援します。
・ 地域で活動する後見人を確保するため、市民後見人の育成や支援体制について、市民後見推進部会で協議し、事業の推進を図ります。

⑥　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者*、要約筆記者*、点訳者や音声訳者の派遣を行います。また、合理的配慮*の促進のため、イベントや講演会等への手話通訳者*、要約筆記者の派遣を推進します。派遣体制の持続可能なサービス提供体制の構築及び指導者養成の促進については、県や圏域内市町と協議をし、体制を構築します。

当事者からの意見聴取によるニーズ把握等を行い、ICT 機器の利用支援等を含めて、実情に即した見直しを行います。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者派遣	派遣件数（件）	106	53	62
要約筆記者派遣	派遣件数（件）	0	1	1

【見込量】　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話通訳者派遣	派遣件数（件）	75	75	75
要約筆記者派遣	派遣件数（件）	5	5	5

【見込量の考え方】

・ 市のイベントや講演会、企業の研修会等への派遣を見込み、手話通訳者*の派遣件数を毎年75件、要約筆記者*の派遣件数を毎年５件とします。

【確保のための方策】

・ 庁舎内を始め、障害者自立支援ネットワーク*に参加している企業、商工会等へ制度周知を行い、イベントや講演会、研修会などへの手話通訳者*や要約筆記者*の派遣を推進します。
・ 近隣市町の手話通訳者*や要約筆記者*にも協力を依頼し、申請者の希望に応じた派遣が行えるように体制を整えます。
・ 点訳及び音声訳については、派遣体制を県及び圏域市町と構築します。

・ ICT 機器の利用支援については、県及び社会福祉協議会*等と協議し、支援体制を整えます。

⑦　日常生活用具*給付等事業

障がいのある人及び難病*患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具*の給付や住宅改修を行う事業です。障害者団体連絡会等を通じて、当事者からの意見聴取によるニーズ把握等を行い、自立生活支援用具*としての ICT 機器の支給など、実情に即した見直しを行います。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	支給件数（件）	~~3~~	1	2
自立生活支援用具	支給件数（件）	4	2	2
在宅療養等支援用具	支給件数（件）	5	3	3
情報・意思疎通支援用具	支給件数（件）	9	5	10
排せつ管理支援用具	支給件数（件）	1,167	1,030	1,100
住宅改修費	支給件数（件）	3	0	2
大規模地震対策用具	支給件数（件）	2	1	2

【見込量】　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護・訓練支援用具	支給件数（件）	3	3	3
自立生活支援用具	支給件数（件）	3	3	3
在宅療養等支援用具	支給件数（件）	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	支給件数（件）	11	11	11
排せつ管理支援用具	支給件数（件）	1,200	1,210	1,220

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
住宅改修費	支給件数（件）	2	2	2
大規模地震対策用具	支給件数（件）	2	2	2

【見込量の考え方】

・ 第７期計画の実績から、特に排せつ管理支援用具については今後も増加を見込み、毎年10件の増を計上します。その他の用具については、ほぼ横ばいで計上します。

【確保のための方策】

・ 利用者の申請により、在宅で生活するために必要な日常生活用具*を給付しています。
・ 県のガイドラインに沿った用具等を給付・貸与し、障がいのある人が安心して生活できるよう支援を行います。

⑧　手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人の日常生活や社会参加の拡大を支援するため、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する研修を開講します。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話奉仕員養成講座	受講修了者数（人）	―	7	―

【見込量】　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話奉仕員養成講座	受講修了者数（人）	10	―	10

【見込量の考え方】

・ 第７期計画の実績から、受講修了者の増加を見込みます。

【確保のための方策】

・ 手話奉仕員養成講座は、引き続き吉田町との合同で入門編と基礎編を隔年で開講し、２年間の研修で人材養成します。

⑧　移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人の外出を支援し、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を促進します。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
移動支援事業	実施事業所数（箇所）	7	5	5
	実利用者数（人）	28	30	30
	延利用時間（時間）	1,472	1,628	1,650

【見込量】　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
移動支援事業	実施事業所数（箇所）	6	6	6
	実利用者数（人）	31	32	33
	延利用時間（時間）	1,705	1,760	1,815

【見込量の考え方】

・ 第７計画の実績から、利用者数は毎年１人の増、利用時間数は１人当たり約55時間で計上します。

【確保のための方策】

・ 市が委託している事業所は５事業所で、うち２事業所が市内の事業所です。
・ 障がいがある人の外出支援や余暇活動に欠かせない事業であるため、今後もサービス提供を行います。

⑨　地域活動支援センター機能強化事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数（箇所）	1	1	1
	平均利用者数（人）	16.3	15.8	15.8

【見込量】　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数（箇所）	1	1	1
	平均利用者数（人）	17	18	19

【見込量の考え方】

・ 第７期計画の実績から、年間の１日当たりの平均利用者数を17人と見込み、毎年１人の増とします。

【確保のための方策】

・ 市内で実施する「地域活動支援センターⅡ型」は１か所で、主に精神障がいのある人を対象とした創作的活動、社会参加の促進の場となっています。引き続き、事業を実施するとともに、障がいのある人の社会参加や活動の場などのニーズを把握し、事業拡大を視野に入れた検討を行います。

（２）任意事業

① 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数（箇所）	2	2	2
	実利用者数（人）	4	6	6
	延利用回数（回）	144	405	400

【見込量】　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数（箇所）	2	2	2
	実利用者数（人）	6	6	6
	延利用回数（回）	410	420	430

【見込量の考え方】

・ 第７期計画の実績、障がいの重度化や家族の高齢化等から、利用者数及び利用回数の増加を見込みます。

【確保のための方策】

・ 市内の２事業所に委託をしています。今後もサービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

② 日中一時支援事業

障がいのある人の自主性や社会性、創造性の向上を図るために日中の活動の場を提供します。

【実績】 （年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中一時支援事業	実施事業所数（箇所）	8	7	7
	延利用者数（人）	79	71	72

【見込量】 （年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
日中一時支援事業	実施事業所数（箇所）	9	9	9
	延利用者数（人）	76	97	128

【見込量の考え方】

・ 第７期計画の実績から利用者の増加を見込みます。

【確保のための方策】

・ 市が委託している事業所は10事業所で、うち４事業所が市内の事業所です。

・ 障がいのある人の日中活動の充実と家族のレスパイト*に欠かせない事業のため、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

③ 点字・声の広報等発行事業

視覚に障がいのある人に市が発行する広報紙や障害者計画等の内容を点字や音声に置き換え、必要な情報を提供します。

【実績】 （年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
点字・声の広報	利用者数（人）	8	9	9

【見込量】 （年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
点字・声の広報	利用者数（人）	10	10	10

【見込量の考え方】

・ 第７期計画の実績から利用者の増加を見込みます。

【確保のための方策】

・ 点字、声の広報発行について、音訳ボランティア*や視覚障害者協会等と連携し、安定した情報サービスの提供を行います。

・ ICT を活用した広報媒体の検討を進めます。

（3）その他事業

①スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

スポーツや健康増進活動を通じて、社会参加するとともに共生社会*の実現を目指します。

【確保のための方策】

・障がいの有無に関わらず、誰もが参加しやすいイベント等の実施や情報提供を進めます。

②災害時における障害福祉サービスの確保

災害対策基本法等の改正を踏まえ、防災部局等との連携を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【確保のための方策】

・障害者自立支援ネットワーク*防災部会において、災害時の避難所運営や福祉避難所等についての協議や個別避難計画の推進をし、平時からの備えを進めます。

・事故や家族の急な不在時等の緊急時にも対応できるように、地域生活支援拠点*等の整備を進めます。

４　児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

（１）障がい児福祉サービス

第４期障がい児福祉計画における障がい児福祉サービス等について、利用実績と障がい児の意向等を踏まえて、種類ごとに必要な量の見込みを設定します。

名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学児に対し、授業終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*による支援を行います。

【実績】　（一月当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	実利用者数（人）	43	43	43
	延利用日数（日）	336	319	319
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	106	101	101
	延利用日数（日）	1,491	1,490	1,490
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	0	5	5
	延利用日数（日）	0	5	5
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用日数（日）	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数（人）	140	155	150

【見込量】　（一月当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	実利用者数（人）	40	40	40
	延利用日数（日）	298	298	298
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	99	99	99
	延利用日数（日）	1,462	1,462	1,462
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	2	2	2
	延利用日数（日）	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0
	延利用日数（日）	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数（人）	150	150	150

【見込量の考え方】

・ 児童発達支援は、少子化が加速することや第３期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は40人横ばいで推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり７日により計上します。
・ 放課後等デイサービスは、少子化が加速することや第３期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は99人横ばいで推移すると見込み、利用日数は１人一月当たり14日により計上します。
・ 保育所等訪問支援は、利用者数は毎年２人とし、利用日数は１人一月当たり１日により計上します。
・ 居宅訪問型児童発達支援は、第３期計画の実績から、利用者数の見込みを計上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。
・ 障害児相談支援は、第３期計画の実績を踏まえて、横ばいで計上します。

【確保のための方策】

・ 児童発達支援は、主に市内の２事業所がサービス提供を行っています。引き続き、利用者の特性や希望に添った利用ができるようサービス提供事業所との連携を図ります。
・ 放課後等デイサービスは、市が給付を行っている事業所は17事業所で、うち７事業所が

市内の事業所です。今後は少子化の加速により事業の縮小が懸念されます。利用者の特性や希望に添った利用ができるよう、引き続き、サービス事業所と連携を図り、支援の質の向上に努めます。

・ 保育所等訪問支援は、市内１事業所でサービス提供がされています。保育所等において利用者が早期に適切な療育が受けられるよう、サービス事業所と連携しサービスの利用促進を図ります。

・ 居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、サービス提供が可能な市外の事業所と連携を図ります。

・ 障害児相談支援は、市が給付を行っている事業所は主に４事業所で、うち２事業所が市内の事業所です。セルフプランから事業所プランへの移行を目指し、引き続き、計画相談の確保及び相談支援専門員*の質の向上に努めます。

（２）児童虐待防止対策等総合支援事業

①　発達障害児者及び家族支援事業

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障がい*のある人や児童及びその家族に対する支援体制の構築を図ります。

【実績】　（年当たり）

項目		実績		見込
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数（人）	4	4	0
ペアレントメンターの人数	人数（人）	1	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数（人）	25	27	20

【見込量】　　（年当たり）

項目		見込		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	受講者数（人）	2	2	2
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	実施者数（人）	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人数（人）	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数（人）	25	25	25

【見込量の考え方】

・ ペアレントプログラムの受講者数（保護者）は、毎年２人を計上します。
・ ペアレントプログラムの実施者数（支援者）は、毎年２人を計上します。
・ ペアレントメンターの人数は、毎年２人を計上します。
・ ピアサポートの活動への参加人数は、毎年25人を計上します。

【確保のための方策】

・ 市で開催するペアレントプログラムにおいて、引き続き、保護者が子どもの特性に応じた関わり方を学び、子育てを楽しめるための支援を継続します。
・ ペアレントメンター養成講座の受講者の増加に向けて情報提供に努めるとともに、ペアレントメンターの活用について検討します。
・ 既存のピアサポート活動を行う団体や市の関係機関、ペアレントメンターが連携し、発達障がい*児への支援体制の充実を図ります。

5　基盤整備

本市のサービス利用者の全てが市内の既存基盤を利用してサービスを受けている状況ではなく、不足するサービスは他市町の基盤を利用している状況です。

今後３年間に必要なサービス量と既存基盤で対応できるサービス供給量の見込みから計画期間中に不足するサービスを見込み、基盤整備の促進を図ります。

項目	令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	整備数（箇所）	利用者数（人分）	整備数（箇所）	利用者数（人分）	整備数（箇所）	利用者数（人分）
生活介護						
自立訓練（機能訓練）						
自立訓練（生活訓練）						
就労選択支援			1	15		
就労移行支援						
就労継続支援（Ａ型）						
就労継続支援（Ｂ型）						
就労定着支援						
療養介護						
福祉型短期入所			1	2		
医療型短期入所						
自立生活援助						
共同生活援助			1	10		
うち日中サービス支援型						
施設入所支援						
児童発達支援						
放課後等デイサービス						
保育所等訪問支援						

【整備のための方策】

整備にあたっては、まず市内で働きかけを行い、市内で不足すると思われるサービスについては、志太榛原圏域や県単位で考えていく必要があります。

通所訓練系サービスについては、利用者の力を最大限に伸ばしていくために、生活介護から就労継続支援、さらに就労移行支援へといった、利用者の状態や希望に合わせてステップ

アップしていく利用を促します。あわせて、高次脳機能障害等に対応できる専門的な知識・技術を有する職員の配置・育成を促進し、支援の質の確保を図ります。

地域生活支援拠点*等整備については、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、圏域内の市町が相互に連携・協力する広域的な支援体制の構築を図ります。

生活介護や共同生活援助については、障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、利用ニーズに応じた住まい及び必要な定員の確保を進めます。あわせて、医療的ケア*や強度行動障害等に対応できる専門的な知識・技術を有する職員の配置・育成を促進し、支援の質の確保を図ります。

なお、専門的な支援を必要とする人への対応については、圏域内の市町及び関係機関が連携し、役割分担や相互利用を進めることにより、圏域全体で利用できる支援体制の整備を推進します。

障がい者が住み慣れた地域で、安心安全に自立した生活を実現するために、一人一人のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、サービス提供事業所は個別支援に終始することなく、障害者自立支援ネットワーク*に参画し、必要なサービス量等の情報を共有し、サービス提供体制の整備に努めます。

資料編

1　牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿

任期：令和８年５月１日から令和９年３月31日まで

（敬称略）

所　属	氏　名	備　考
榛原医師会会長	石 井　　英 正	
榛原総合病院　患者支援センター長	杉 田　　直 祥	
牧之原市身体障害者福祉会会長	河原崎　克巳	
牧之原市手をつなぐ育成会副会長	吉添　みえ子	
特定非営利活動法人精神保健福祉みどり会理事長	加 藤　　弘 江	
榛南視覚障害者協会会長	蓮 池　　悟 志	
聴覚障がい者代表	松浦　里枝子	
榛南重症心身障害児者親の会メイフラワー事務局	戸塚　佳代子	
ピアサポーター代表	中 島　　和 也	R8.10～
(福)牧之原市社会福祉協議会会長	海　野　　実	
(福)一羊会理事長	増　田　　隆	
(福)牧ノ原やまばと学園理事長	長 澤　　道 子	
(福)こころ理事長	菅原　小夜子	
牧之原市小中学校校長会代表	中 村　　元 信	
牧之原市商工会会長	山 本　　明 男	
静岡県立吉田特別支援学校校長	伊 藤　　聖 子	
島田公共職業安定所榛原出張所業務主任	堀 田　　直 人	
牧之原市民生委員児童委員協議会会長	牧 野　　英 恵	
牧之原市ボランティア連絡会会長	加 藤　　初 孔	
牧之原市人権擁護委員	横 山　　洋 子	
市民公募	中田　かおる	
市民公募	坂 本　　雄 次	

２　牧之原市障害者計画等策定委員会規則

（趣旨）
第１条　この規則は、牧之原市附属機関設置条例（平成 27 年牧之原市条例第４号）第３条の規定に基づき、牧之原市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　委員会は、牧之原市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定を推進するため、次の事項を所掌する。
（１）　計画の策定に関すること。
（２）　計画策定に関連する必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員 22 人以内で組織する。
２　委員は、牧之原市附属機関設置条例第２条の規定により設置された牧之原市障害者自立支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の委員及び市民公募による委員をもって構成し、市長が委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、計画が策定された日までとする。
２　前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、ネットワーク会長の職にある者をもって充て、副委員長は、ネットワーク副会長の職にある者をもって充てる。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（部会及びワーキンググループの設置）
第７条　委員会は、第２条に規定する所掌事務について必要な調査又は検討等を行わせるため、部会及びワーキンググループを置くことができる。
２　部会並びにワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、福祉こども部社会福祉課において処理する。
（その他）
第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現に廃止前の牧之原市障害者計画等策定委員会要綱（平成 18 年牧之原市訓令第２号）第３条の規定による委嘱を受けている委員（この項において「旧委員」という。）は、施行日に第３条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、当該委員に係る任期は、第４条の規定にかかわらず、施行日における旧委員の任期の残存期間と同一の期間とする。

附　則（平成 28 年 10 月１日規則第 28 号）

この規則は、平成 28 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 30 年４月１日規則第９号）

この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 29 日規則第 18 号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

３　障がい者福祉に関するアンケート調査結果（抜粋版）

Ⅰ　調査の概要

１．調査の目的

令和５年度に策定した「第４次牧之原市障がい者計画」について、３年間の取組評価と中間評価を行うため、アンケート調査を実施しました。

２．調査の内容

①障害者手帳所持者調査

■アンケートの記入者

１．回答者自身のことについて
２．障がいの状態などについて
３．健康状態などについて
４．生活状況について
５．就労・就学状況などについて
６．相談ごとや情報の入手について
７．外出の状況について
８．地域とのかかわりについて
９．地震や台風などの災害時のことについて
10．障がいのある方の福祉施策について
11．支援者の方について

②18 歳以上一般市民調査

１．回答者自身のことについて
２．福祉への関心について
３．障がい者福祉活動全般について
４．障がいのある方の福祉施策について

３．調査の方法

①障害者手帳所持者調査

調査対象：令和８年７月１日現在牧之原市在住の障害者手帳をお持ちの方 1,000 人（無作為抽出）
調査方法：郵送配布、郵送回収・インターネット回答
調査期間：令和８年７月１日～令和８年７月 17 日

②18 歳以上一般市民調査

調査対象：令和８年７月１日現在牧之原市在住の 18 歳以上の市民 1,000 人（無作為抽出）
調査方法：郵送配布、郵送回収・インターネット回答
調査期間：令和８年７月１日～令和８年７月 17 日

４．回収状況

種別	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
①障害者手帳所持者調査	1,000 件	482 件	478 件	47.8%
②18 歳以上一般市民調査	1,000 件	366 件	365 件	36.5%

＊有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）や回答が少ないもの（無効票）を除いた数

５．注意事項

・ 回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してある。

・ 百分率は小数第２位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が 100%にならないことがある。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しないことがある。

・ 一部、回答者数が 20 件を下回る設問については、グラフまたは集計表のみの掲載とし、コメントは割愛している。

・ 複数回答が可能な設問は、回答比率の合計が 100%を超えることがある。

・ 掲載スペースの関係上、一部設問、選択肢の文言を省略している箇所がある。

Ⅱ　調査結果【障害者手帳所持者】

1．回答者自身のことについて

①性別

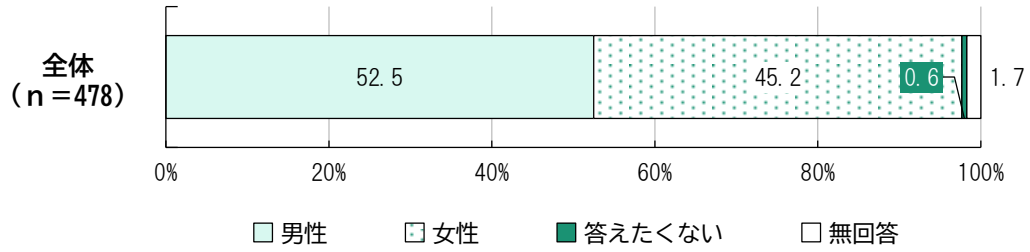

②年齢

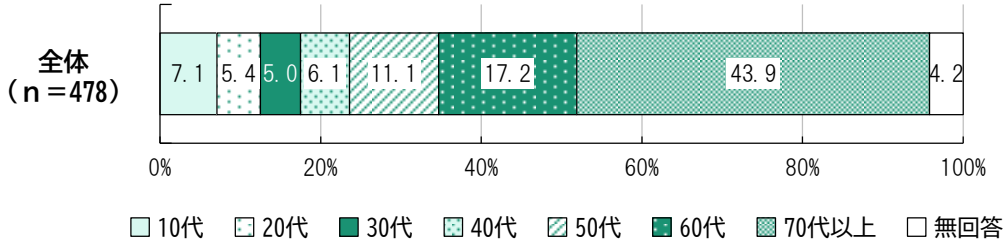

2．障害の状態などについて

①身体障害者手帳の総合等級

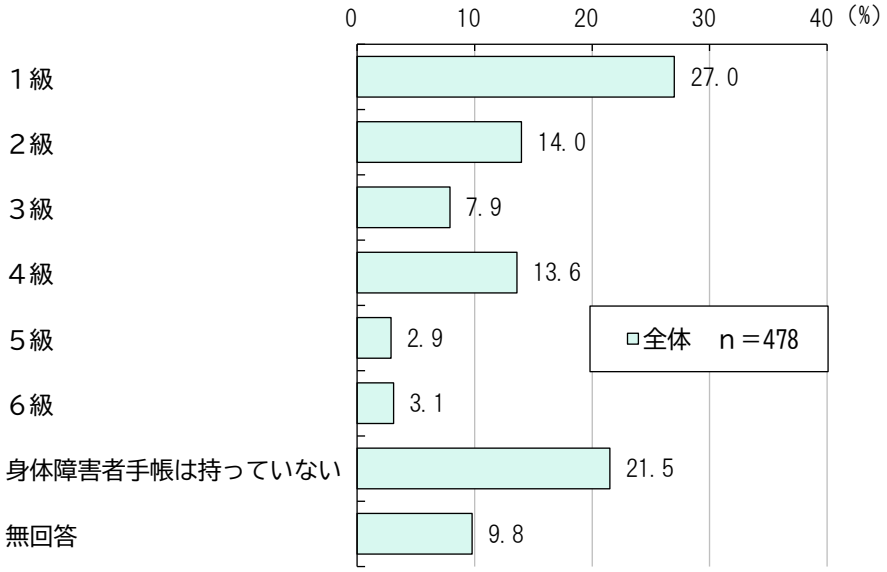

②身体障害者手帳の障がいの種類

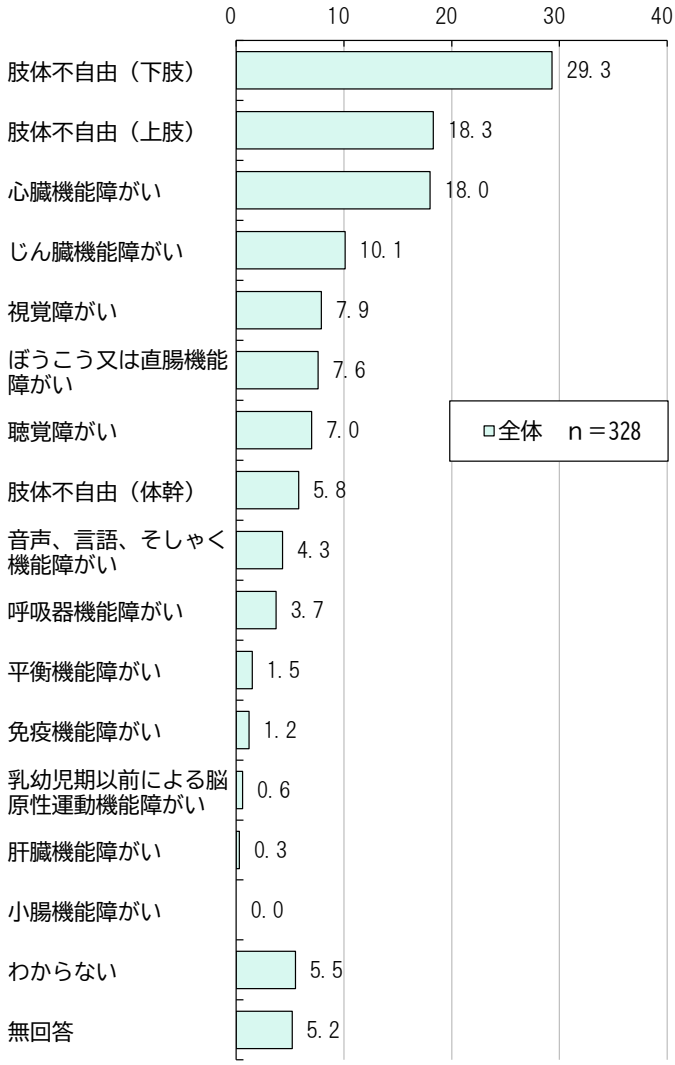

③療育手帳判定を教えてください。

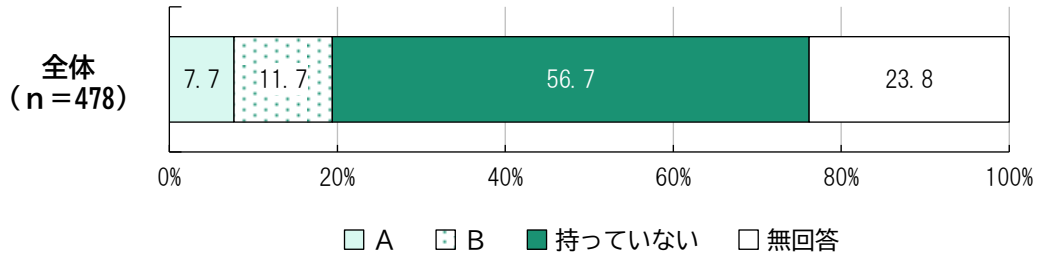

④精神障害者保健福祉手帳の等級を教えてください。

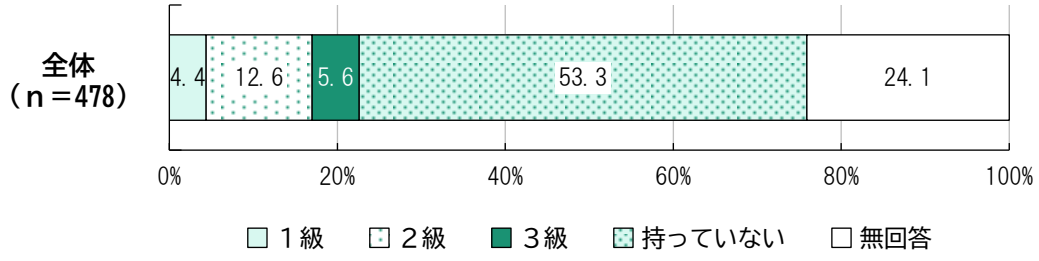

３．健康状態について

①健康診断やがん検診、歯科検診などを受けていますか。

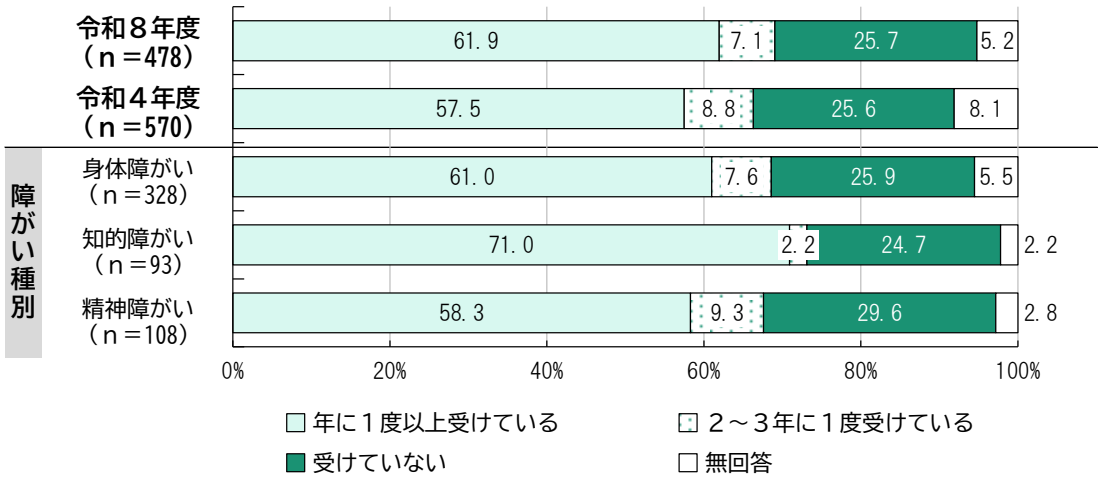

健康診断やがん検診、歯科検診などを受けているかは、「年に１度以上受けている」が 61.9%、「２～３年に１度受けている」が 7.1%、「受けていない」が 25.7%となっています。
令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。
障がい種別でみると、いずれも「年に１度以上受けている」が最も多くなっています。

②現在、医療機関（病院や診療所）にかかっていますか。（○は１つ）

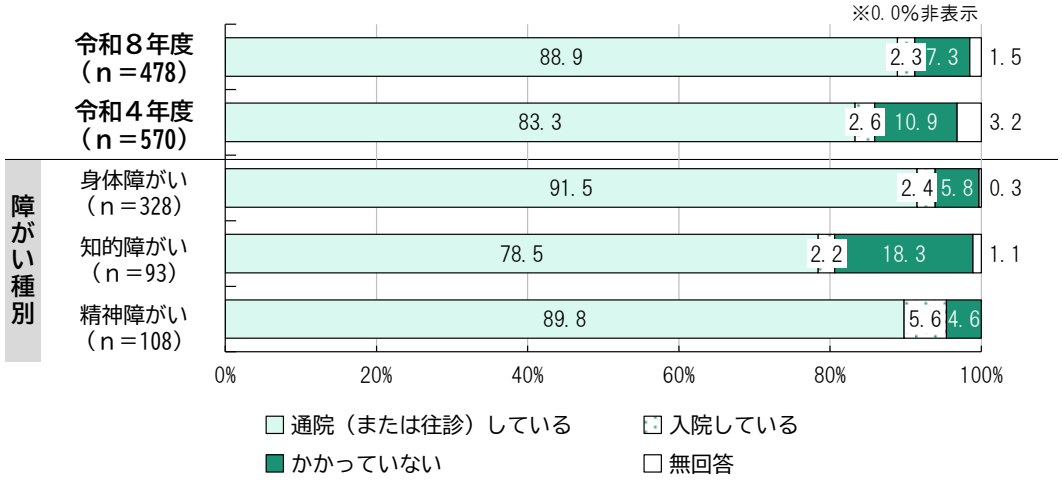

現在、医療機関（病院や診療所）にかかっているかは、「通院（または往診）している」が 88.9%、「入院している」が 2.3%、「かかっていない」が 7.3%となっています。
令和４年度と比較すると、「通院（または往診）している」が 5.6 ポイント増加しています。
障がい種別でみると、いずれも「通院（または往診）している」が最も多くなっています。

③現在、どのような医療的ケア※を受けていますか。（あてはまるものすべてに○）

※医療的ケアとは、一般的に病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる医療行為のことです。

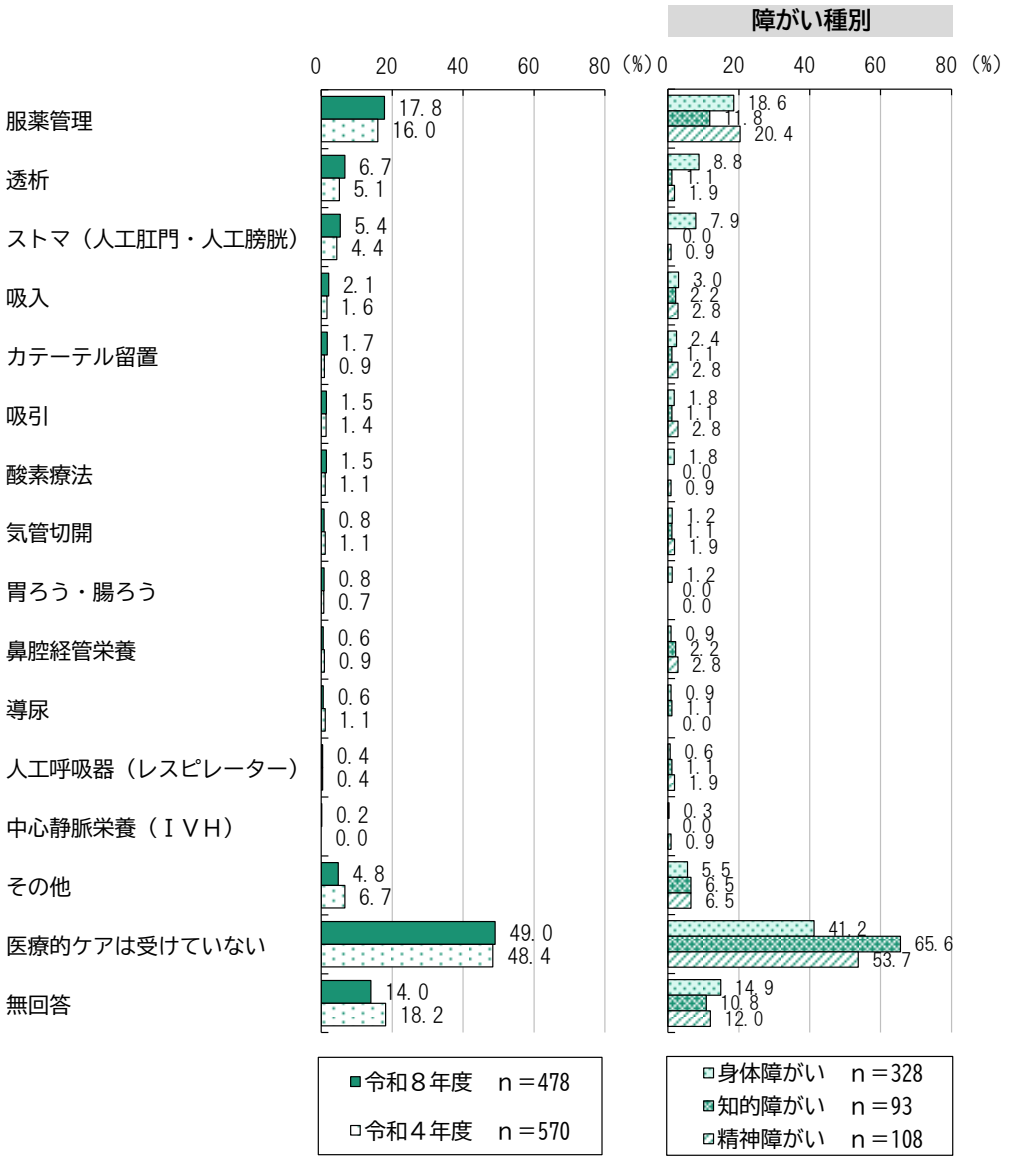

現状受けている医療的ケアは、「服薬管理」が17.8%と最も多く、次いで「透析」が6.7%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が5.4%などとなっています。一方、「医療的ケアは受けていない」は49.0%となっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

障がい種別でみると、いずれも「医療的ケアは受けていない」が最も多く、次いで「服薬管理」が多くなっています。

④医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要だと思いますか。

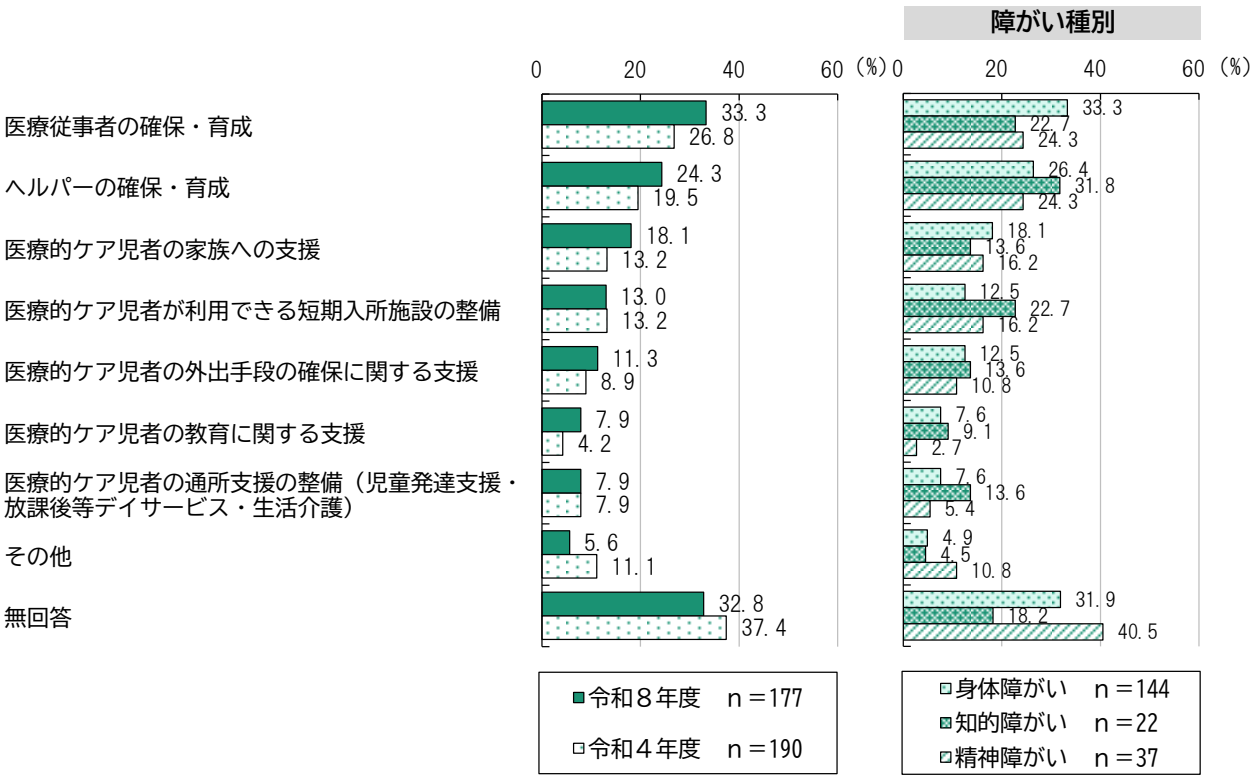

医療的ケアに関して、充実が必要だと思う支援は、「医療従事者の確保・育成」が 33.3%と最も多く、次いで「ヘルパーの確保・育成」が 24.3%、「医療的ケア児者の家族への支援」が 18.1%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「医療従事者の確保・育成」が 6.5 ポイント増加しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「医療従事者の確保・育成」、知的障がい者は「ヘルパーの確保・育成」、精神障がい者は「医療従事者の確保・育成」「ヘルパーの確保・育成」が最も多くなっています。

４．生活状況について

①主な支援者の方はだれですか。

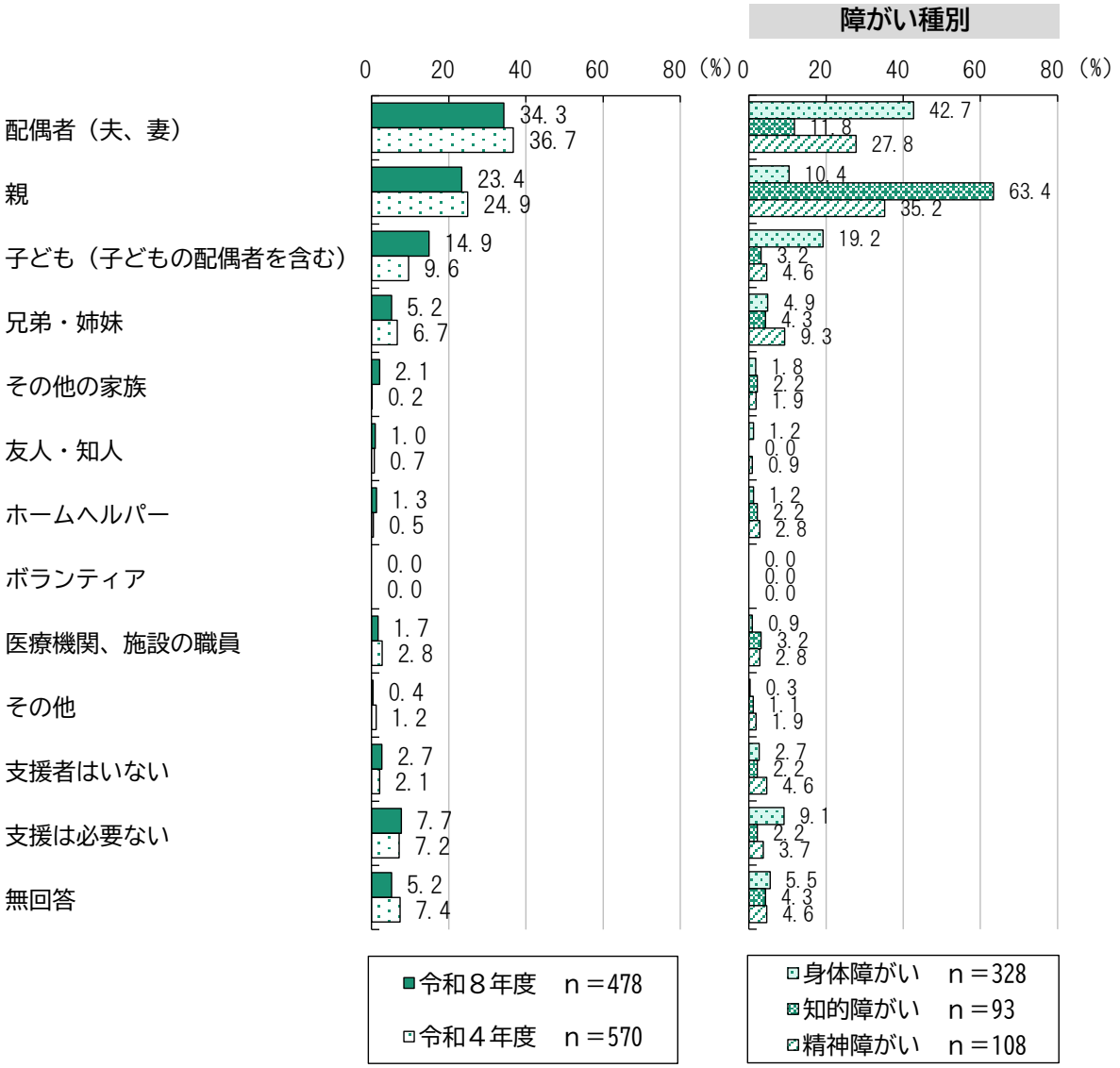

主な支援者は、「配偶者（夫、妻）」が 34.3%と最も多く、次いで「親」が 23.4%、「子ども（子どもの配偶者を含む）」が 14.9%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「子ども（子どもの配偶者を含む）」が 5.3 ポイント増加しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「配偶者（夫、妻）」、知的障がい者と精神障がい者は「親」が最も多くなっています。

5．就労・就学状況について

①平日の日中の過ごし方を教えてください。

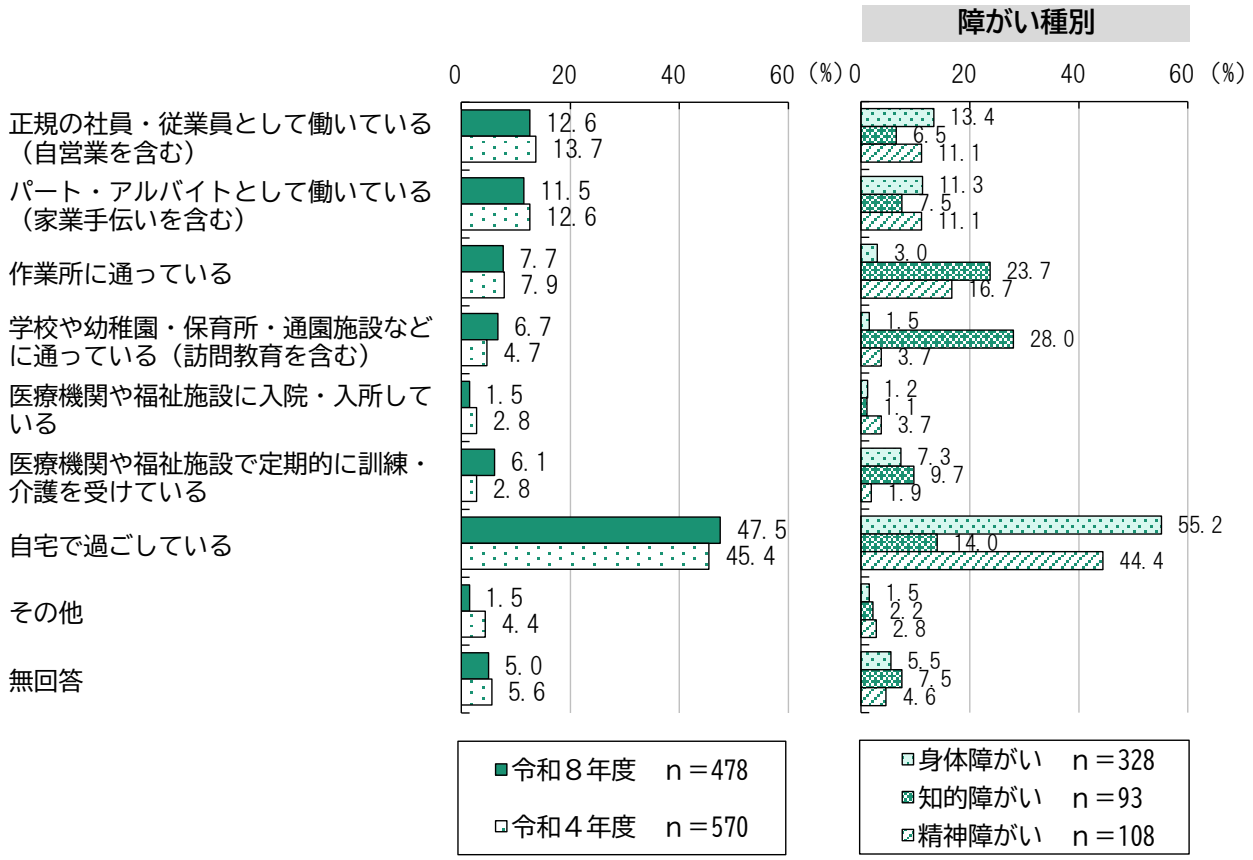

平日の日中の過ごし方は、「自宅で過ごしている」が47.5%と最も多く、次いで「正規の社員・従業員として働いている（自営業を含む）」が12.6%、「パート・アルバイトとして働いている（家業手伝いを含む）」が11.5%などとなっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

障がい種別でみると、身体障がい者と精神障がい者は「自宅で過ごしている」、知的障がい者は「学校や幼稚園・保育所・通園施設などに通っている（訪問教育を含む）」が最も多くなっています。

②障がいのある方が働くために、大切だと思うことは何ですか。（回答は３つまで）

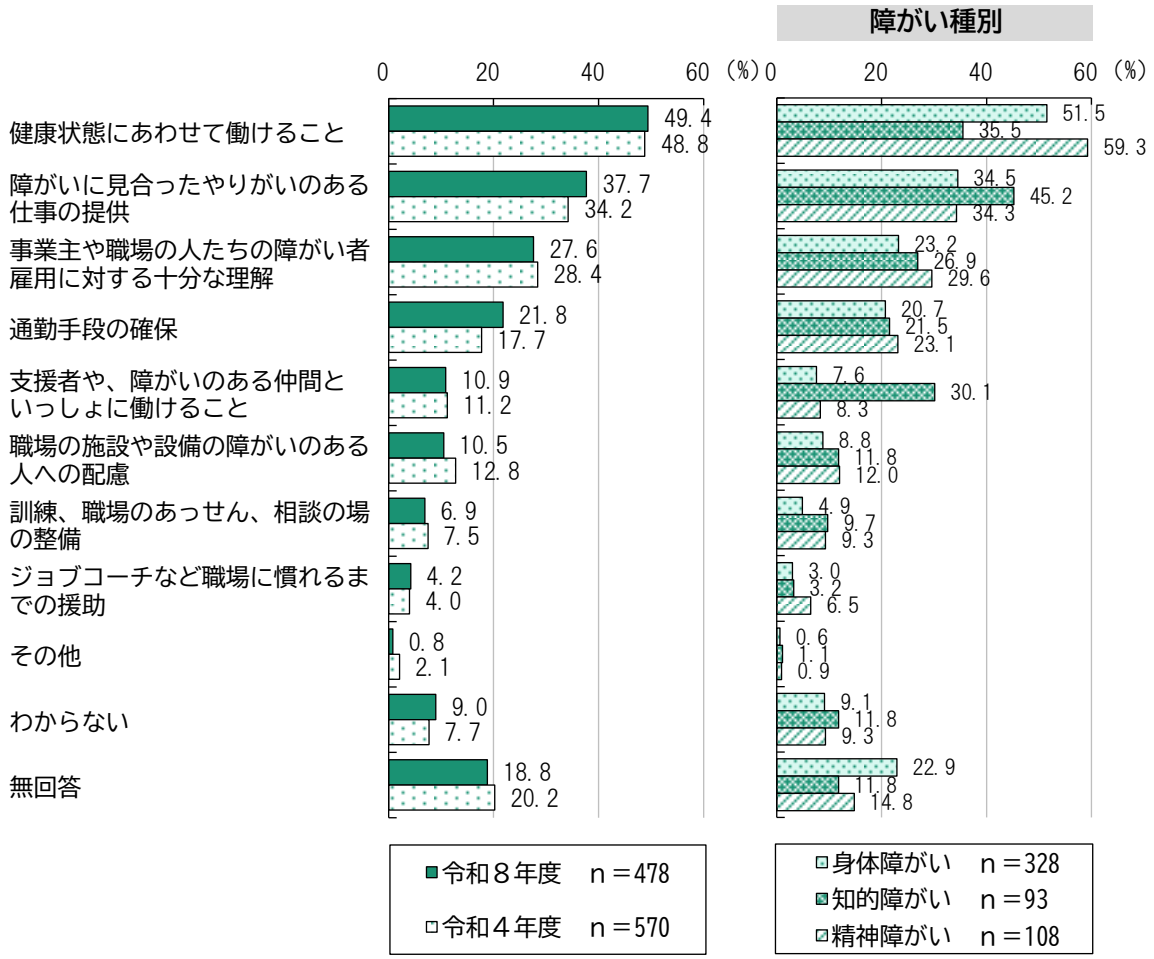

障がいのある方が働くために、大切だと思うことは、「健康状態にあわせて働けること」が 49.4%と最も多く、次いで「障がいに見合ったやりがいのある仕事の提供」が 37.7%、「事業主や職場の人たちの障がい者雇用に対する十分な理解」が 27.6%などとなっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

障がい種別でみると、身体障がい者と精神障がい者は「健康状態にあわせて働けること」、知的障がい者は「障がいに見合ったやりがいのある仕事の提供」が最も多くなっています。

④「学校や幼稚園・保育所・通園施設などに通っている方で、通園・通学先に充実を望むことは何ですか。

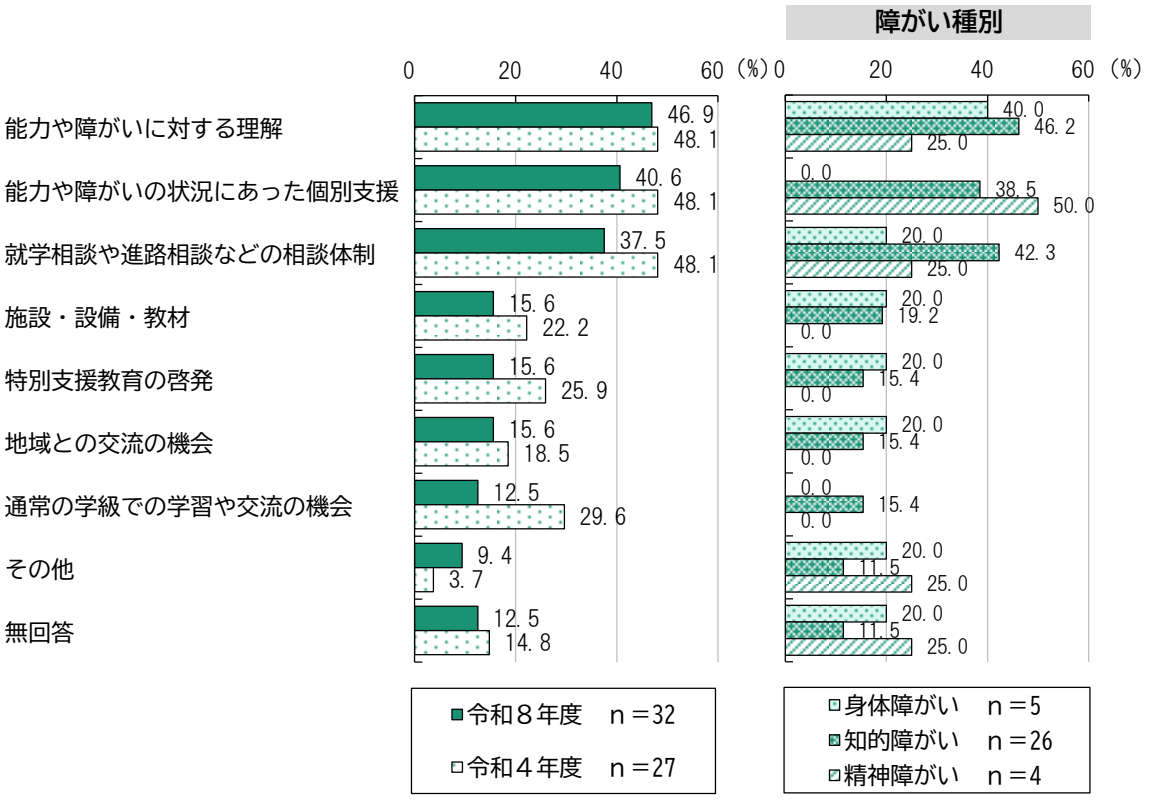

通園・通学先に充実を望むことは、「能力や障がいに対する理解」が 46.9%と最も多く、次いで「能力や障がいの状況にあった個別支援」が 40.6%、「就学相談や進路相談などの相談体制」が 37.5%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「能力や障がいの状況にあった個別支援」「就学相談や進路相談などの相談体制」「施設・設備・教材」など５項目が６ポイント以上減少しています。

6．相談ごとや情報の入手について

①将来のことで、特に不安に感じていることは何ですか。（回答は３つまで）

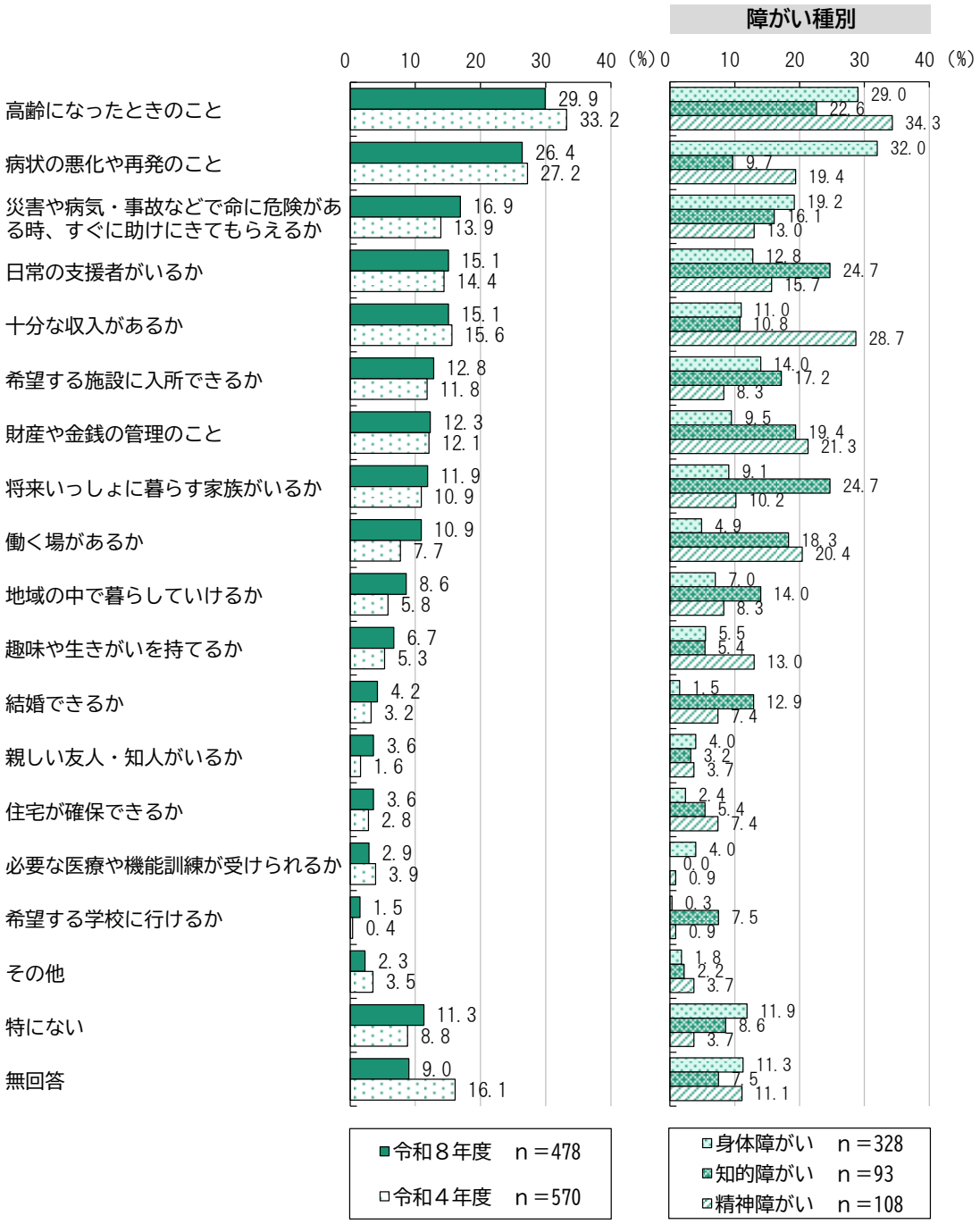

将来のことで、特に不安に感じていることは、「高齢になったときのこと」が 29.9%と最も多く、次いで「病状の悪化や再発のこと」が 26.4%、「災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか」が 16.9%などとなっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

障がい種別でみると、身体障がい者は「病状の悪化や再発のこと」、知的障がい者は「日常の支援者がいるか」「将来いっしょに暮らす家族がいるか」、精神障がい者は「高齢になったときのこと」が最も多くなっています。

②福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。

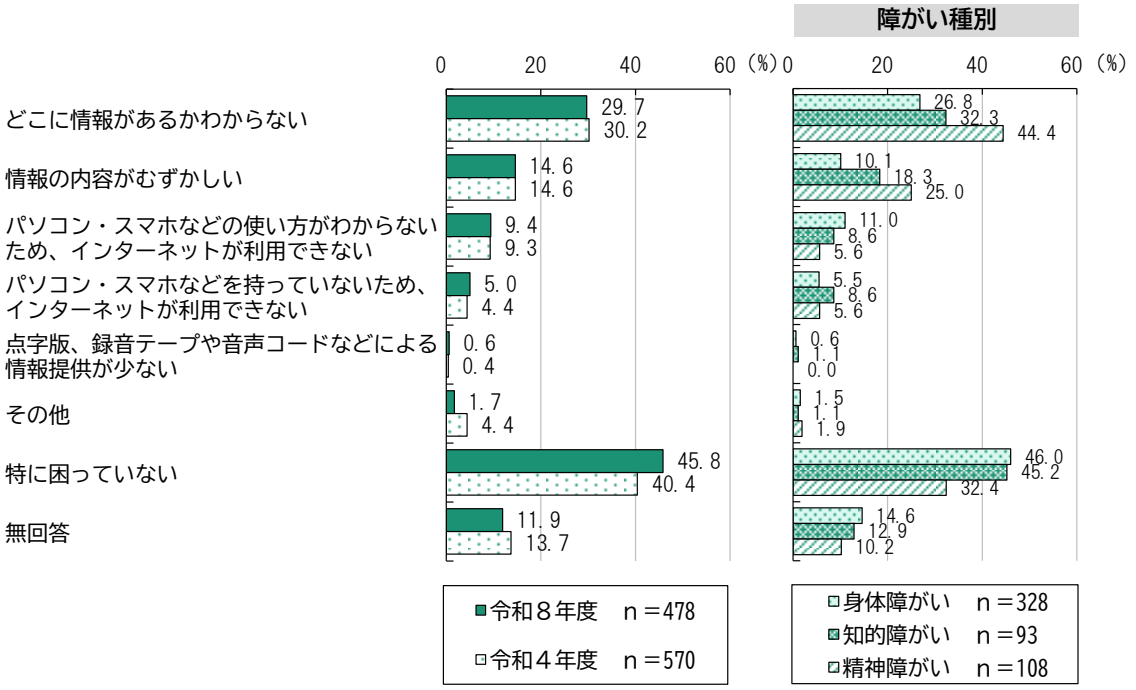

福祉に関する情報の入手について困っていることは、「どこに情報があるかわからない」が29.7%と最も多く、次いで「情報の内容がむずかしい」が14.6%、「パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」が9.4%などとなっています。一方、「特に困っていない」は45.8%となっています。

③コミュニケーションや情報取得のために充実してほしいことは何ですか。

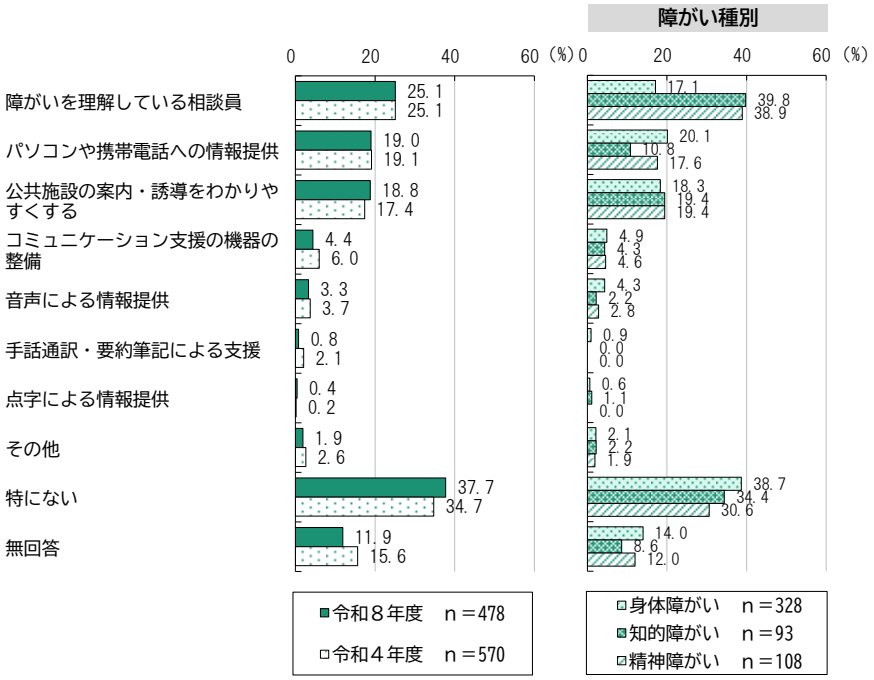

④成年後見制度の利用促進に向けての課題は何だと思いますか。

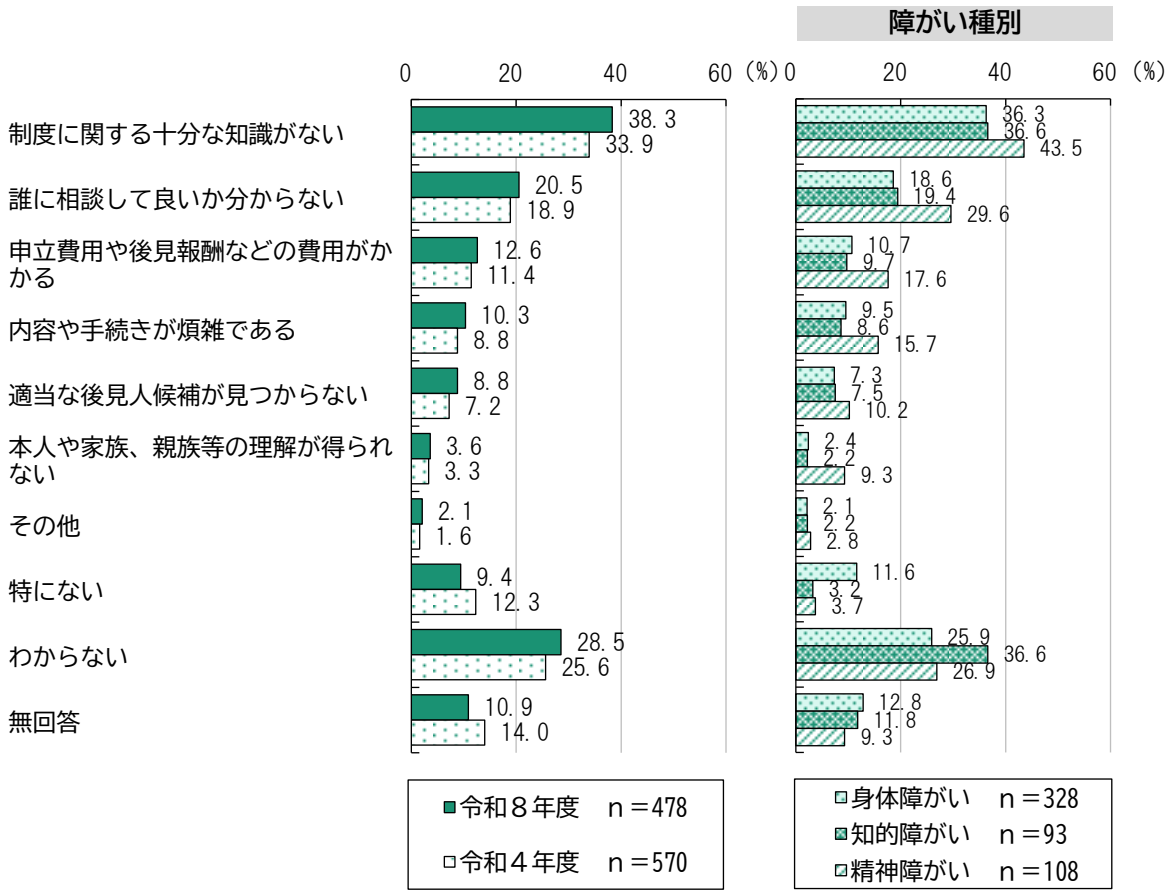

成年後見制度の利用促進に向けての課題は、「制度に関する十分な知識がない」が 38.3%と最も多く、次いで「誰に相談して良いか分からない」が 20.5%、「申立費用や後見報酬などの費用がかかる」が 12.6%などとなっています。一方、「わからない」は 28.5%となっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

障がい種別でみると、身体障がい者と精神障がい者は「制度に関する十分な知識がない」、知的障がい者は「制度に関する十分な知識がない」「わからない」が最も多くなっています。

7．外出の状況について

①外出で困ったり、不便に感じたりすることはありますか。

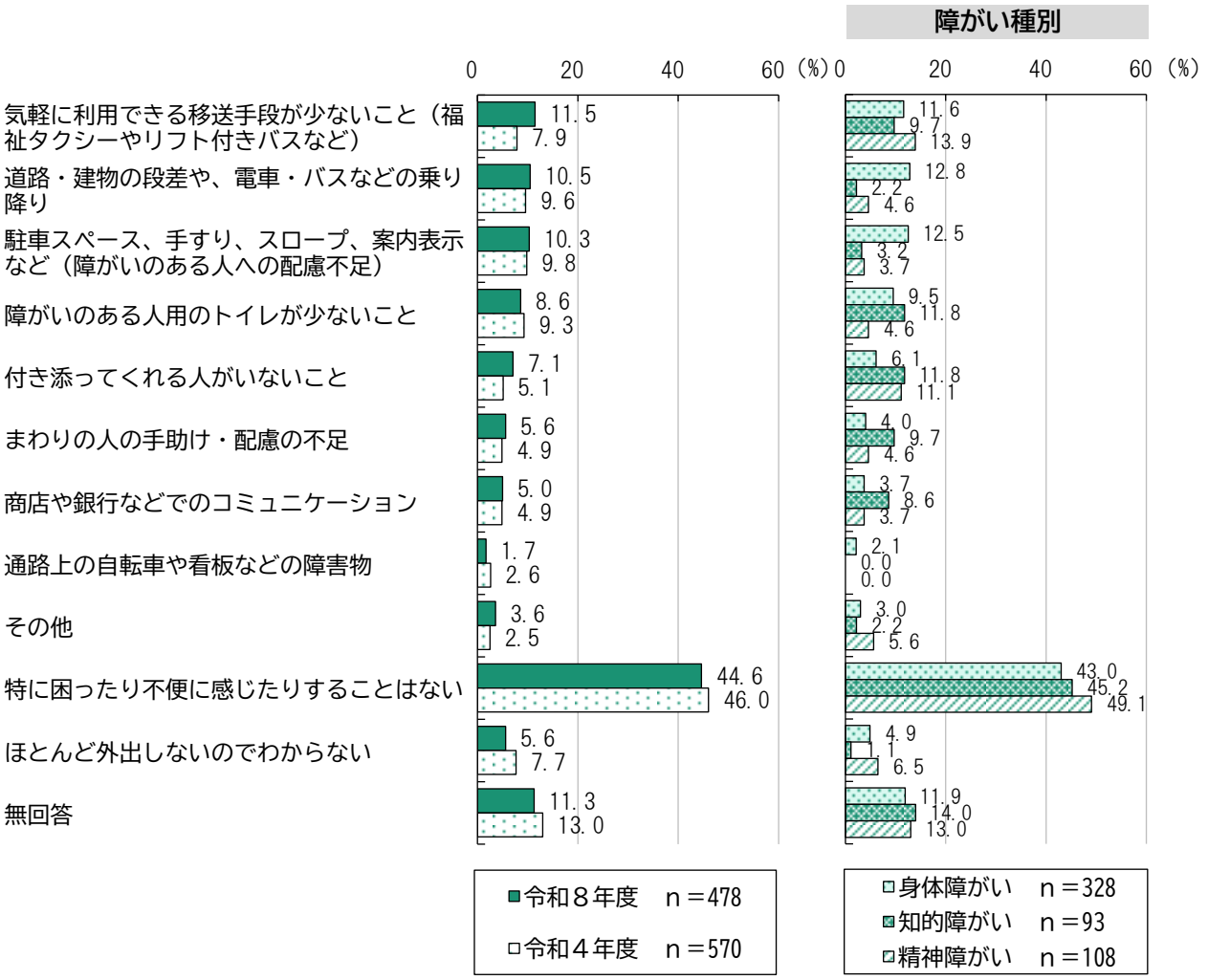

外出で困ったり、不便に感じたりすることがあるかは、「気軽に利用できる移送手段が少ないこと（福祉タクシーやリフト付きバスなど)」が 11.5%と最も多く、次いで「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り」が 10.5%、「駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など（障がいのある人への配慮不足)」が 10.3%などとなっています。一方、「特に困ったり不便に感じたりすることはない」は 44.6%となっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

障がい種別でみると、いずれも「特に困ったり不便に感じたりすることはない」が最も多く、次いで身体障がい者は「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り」、知的障がい者は「障がいのある人用のトイレが少ないこと」「付き添ってくれる人がいないこと」、精神障がい者は「気軽に利用できる移送手段が少ないこと（福祉タクシーやリフト付きバスなど)」が多くなっています。

８．地域とのかかわりについて

①障がいのある方に対する市民の理解についてどのように感じていますか。

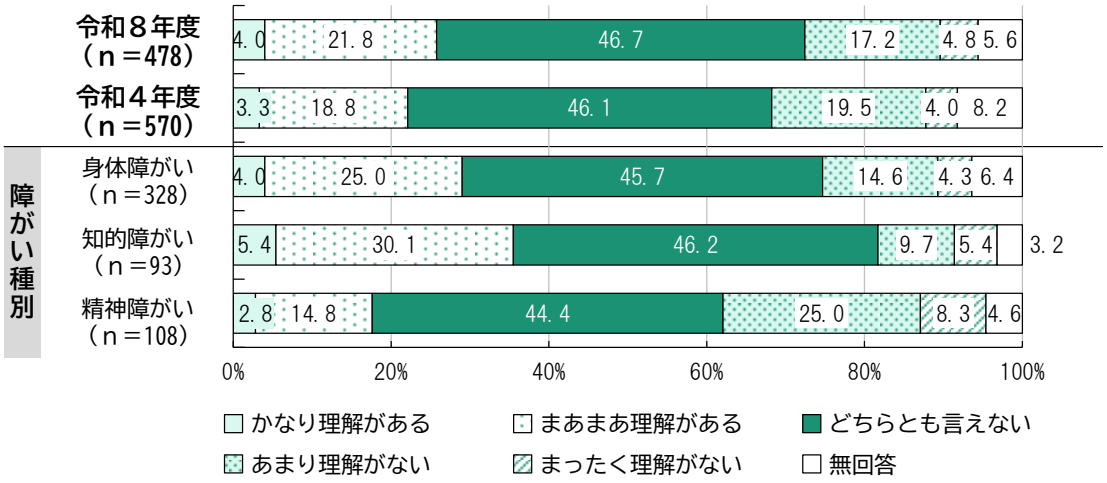

②障がいのある方に対する理解が進むためには、どのような活動が重要だと思いますか。

（３つまで）

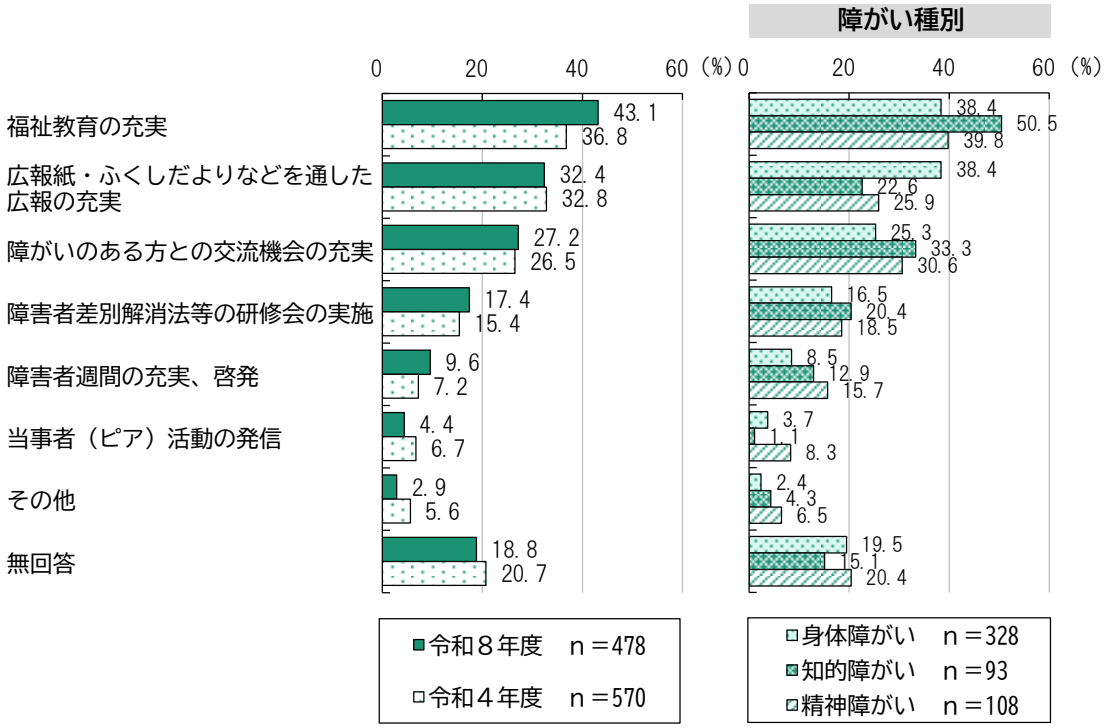

障がいのある方に対する理解が進むため重要だと思う活動は、「福祉教育の充実」が 43.1%と最も多く、次いで「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」が 32.4%、「障がいのある方との交流機会の充実」が 27.2%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「福祉教育の充実」が 6.3 ポイント増加しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「福祉教育の充実」「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」、知的障がい者と精神障がい者は「福祉教育の充実」が最も多くなっています。

９．地震や台風などの災害時のことについて

①災害時にひとりで避難できますか。

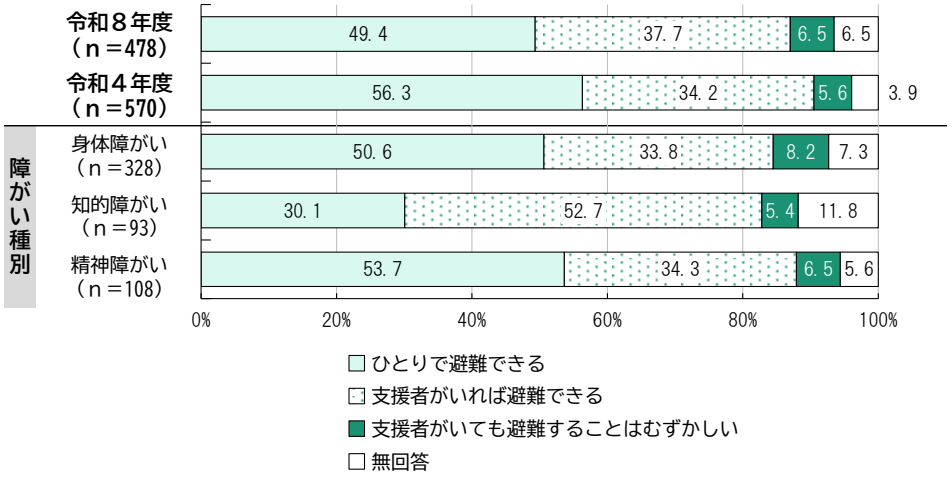

災害時にひとりで避難できるかは、「ひとりで避難できる」が 49.4%、「支援者がいれば避難できる」が 37.7%、「支援者がいても避難することはむずかしい」が 6.5%となっています。

令和４年度と比較すると、「ひとりで避難できる」が 6.9 ポイント減少しています。

障がい種別でみると、身体障がい者と精神障がい者は「ひとりで避難できる」、知的障がい者は「支援者がいれば避難できる」が最も多くなっています。

②①で「支援者がいれば避難できる」「支援者がいても避難することはむずかしい」を選択した方で、家族や支援者等が不在、またはひとり暮らしの場合に、火事や地震等の災害が発生した時、ご近所に助けてくれる方はいますか。

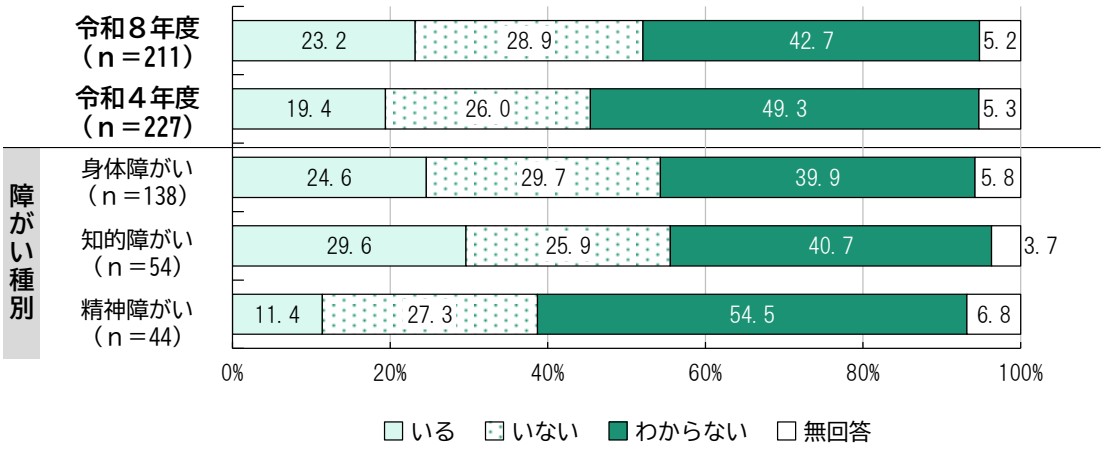

家族や支援者等が不在、またはひとり暮らしの場合に、火事や地震等の災害が発生した時、近所に助けてくれる人がいるかは、「いる」が 23.2%、「いない」が 28.9%、「わからない」が 42.7%となっています。

令和４年度と比較すると、「わからない」が 6.6 ポイント減少しています。

障がい種別でみると、いずれも「わからない」が最も多くなっています。

③災害時にあなたが困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

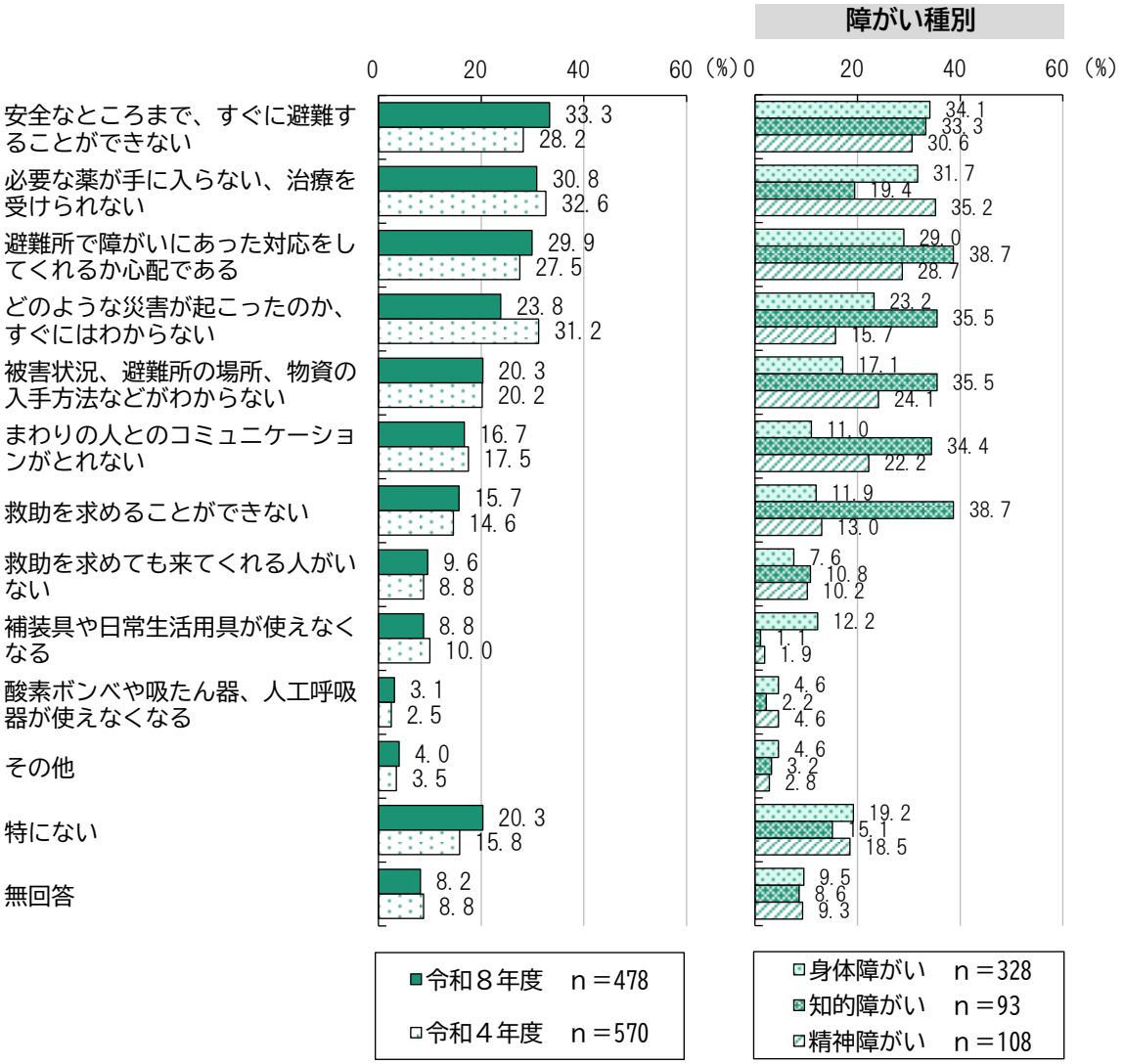

災害時に困ることは、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が 33.3%と最も多く、次いで「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が 30.8%、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が 29.9%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が 5.1 ポイント増加、「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」が 7.4 ポイント減少しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「安全なところまで、すぐに避難することができない」、知的障がい者は「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」「救助を求めることができない」、精神障がい者は「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が最も多くなっています。

④地域防災訓練に参加したことがありますか。

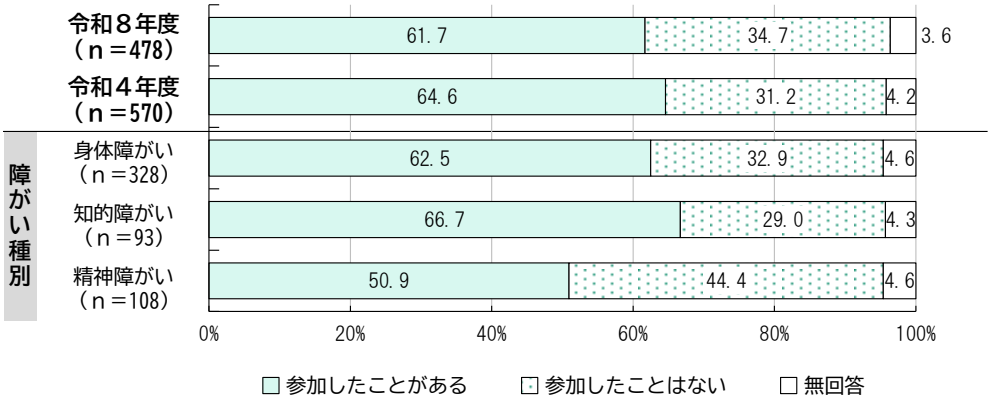

地域防災訓練に参加したことがあるかは、「参加したことがある」が 61.7%、「参加したことはない」が 34.7%となっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

障がい種別でみると、いずれも「参加したことがある」のほうが多くなっています。

⑤参加したことはないと選択した方で、参加しなかった、参加できなかった理由は何ですか。

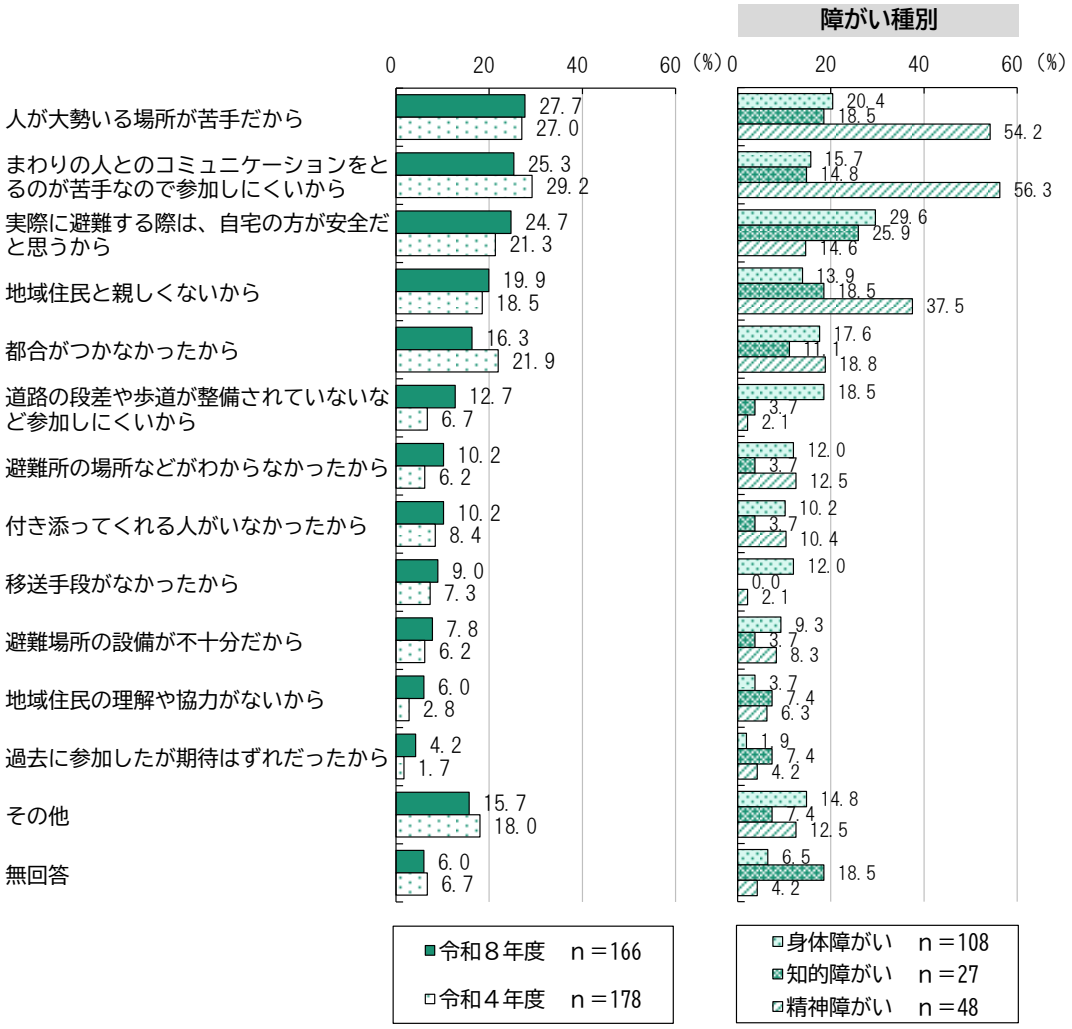

10. 障がいのある方の福祉施策について

①牧之原市は、あなたにとって暮らしやすいまちだと思いますか。

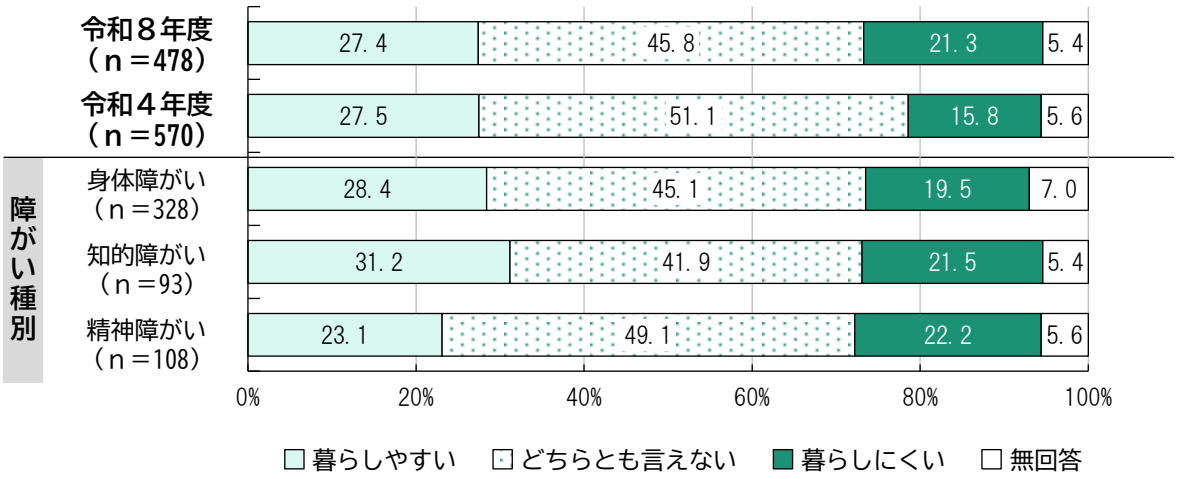

牧之原市が暮らしやすいまちだと思うかは、「暮らしやすい」が 27.4%、「どちらとも言えない」が 45.8%、「暮らしにくい」が 21.3%となっています。

令和４年度と比較すると、「暮らしにくい」が 5.5 ポイント増加、「どちらとも言えない」が 5.3 ポイント減少しています。

障がい種別でみると、いずれも「どちらとも言えない」が最も多くなっています。

②障がいのある方が暮らしやすくなるために、特に充実を望むことは何ですか。

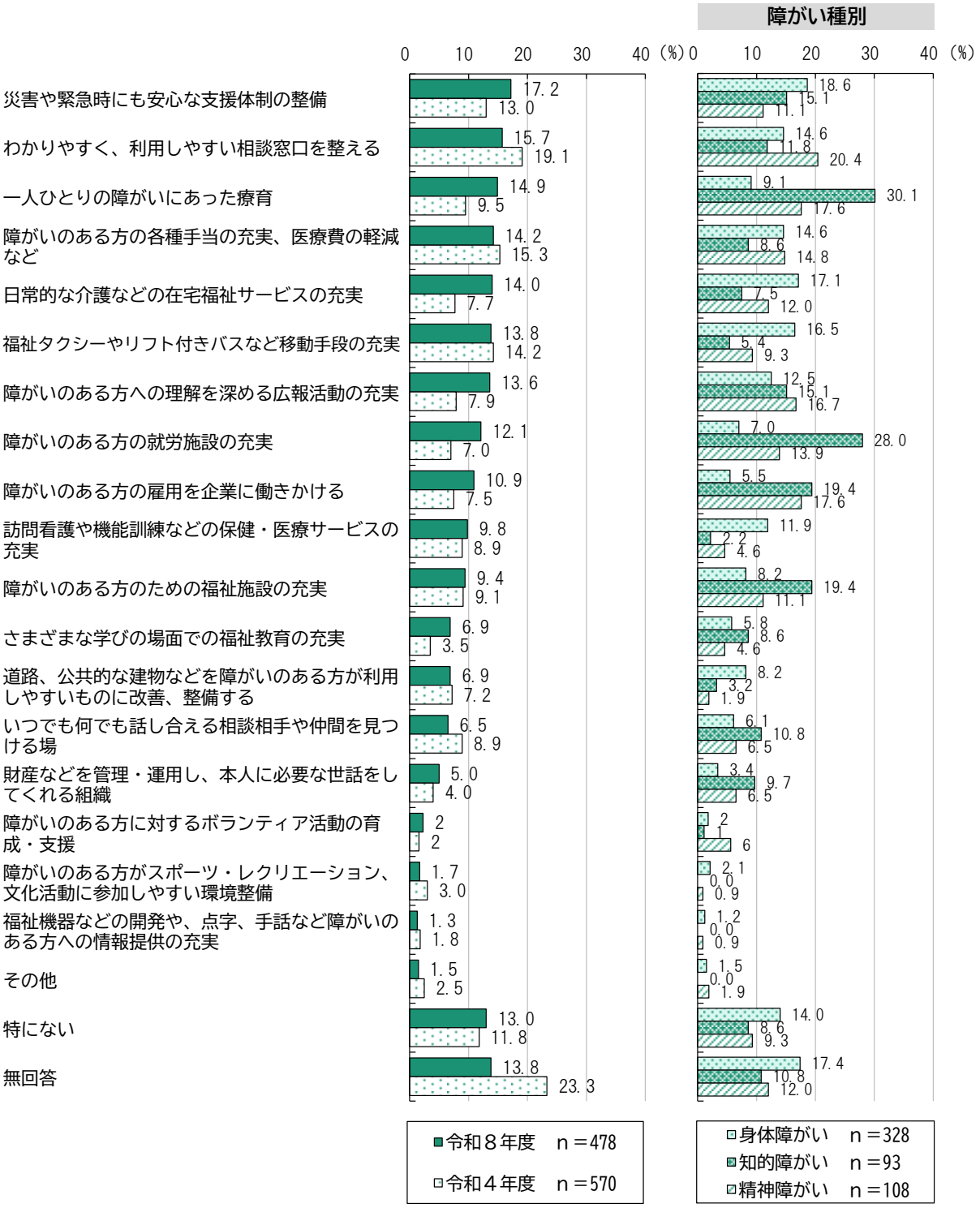

障がいのある方が暮らしやすくなるために、特に充実を望むことは、「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」が 17.2%と最も多く、次いで「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整える」が 15.7%、「一人ひとりの障がいにあった療育」が 14.9%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「一人ひとりの障がいにあった療育」「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」「障がいのある方への理解を深める広報活動の充実」など４項目が５ポイント以上増加しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」、知的障がい者は「一人ひとりの障がいにあった療育」、精神障がい者は「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整える」が最も多くなっています。

11. 支援の方について

①障がいのある方ご本人が生活していく上で、今後、不安に感じていることは何ですか。

（回答は３つまで）

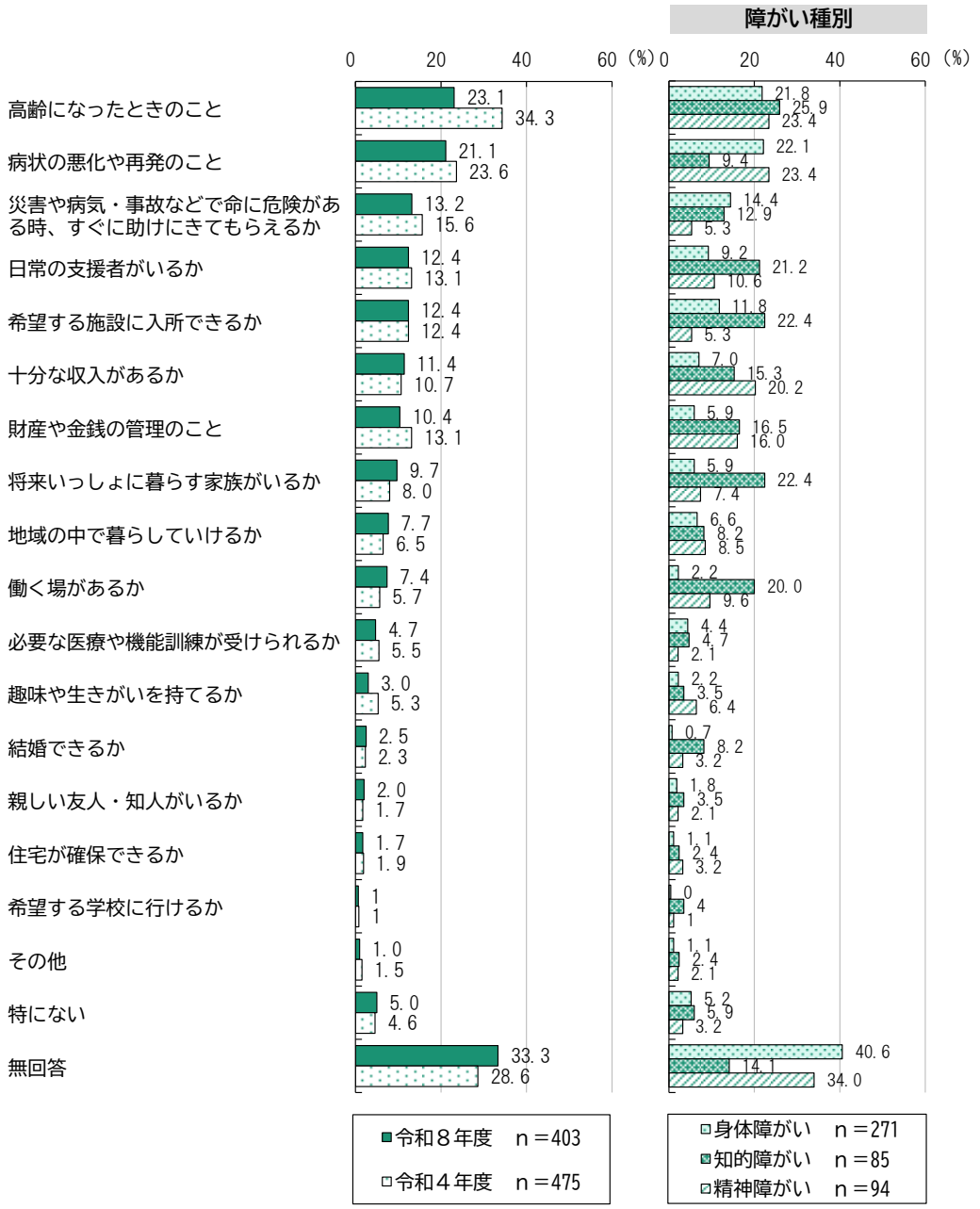

障がいのある本人が生活していく上で、今後、不安に感じていることは、「高齢になったときのこと」が 23.1%と最も多く、次いで「病状の悪化や再発のこと」が 21.1%、「災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか」が 13.2%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「高齢になったときのこと」が 11.2 ポイント減少しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「病状の悪化や再発のこと」、知的障がい者は「高齢になったときのこと」、精神障がい者は「高齢になったときのこと」「病状の悪化や再発のこと」が最も多くなっています。

Ⅲ　調査結果【18 歳以上一般市民調査】

１．回答者自身のことについて

①性別を教えてください。

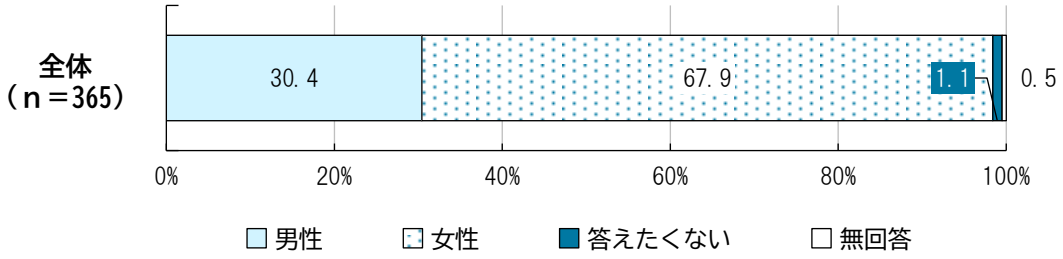

②年齢を教えてください。（○は１つ）

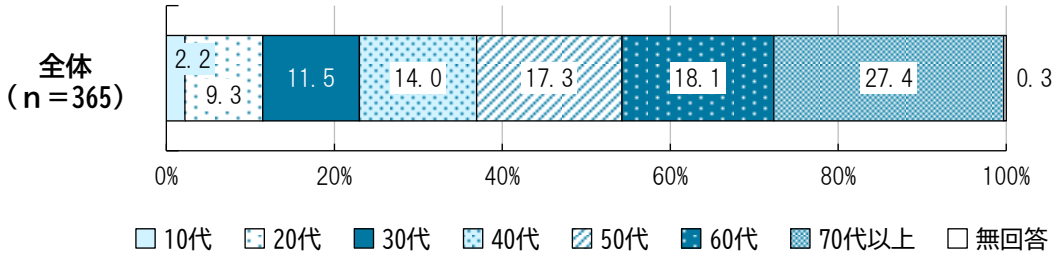

③地域や近所の障がいのある方のことを気にとめていますか。

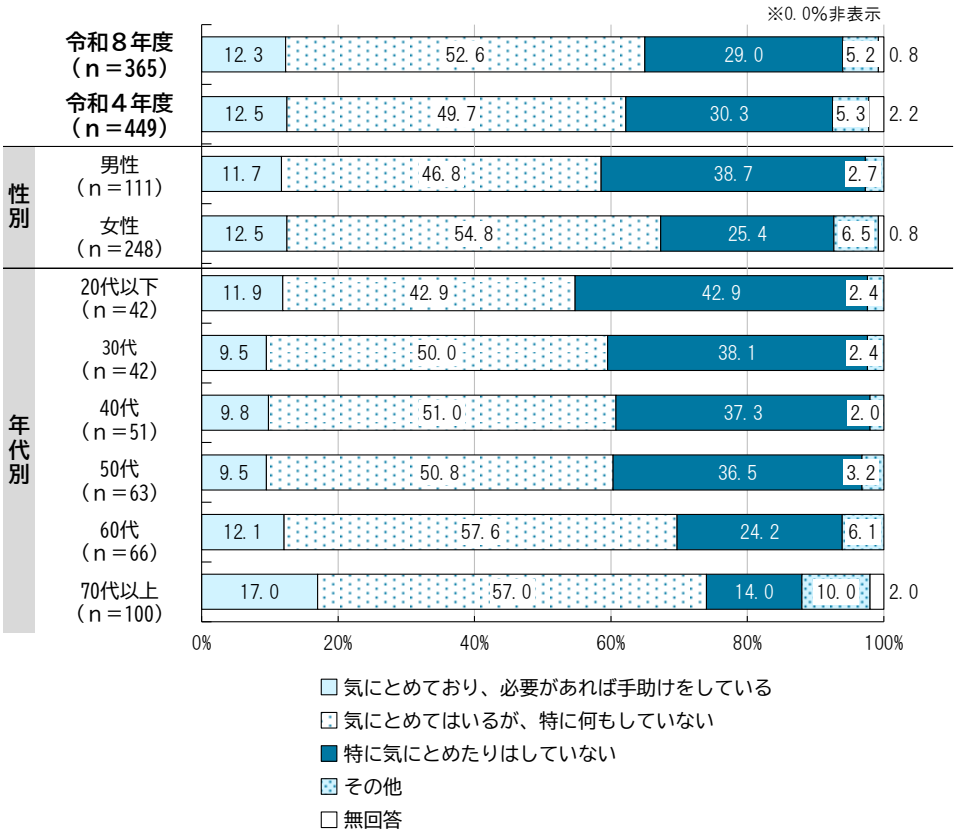

２．福祉への関心について

①障がいのある方の生活や福祉に対して関心をお持ちですか。

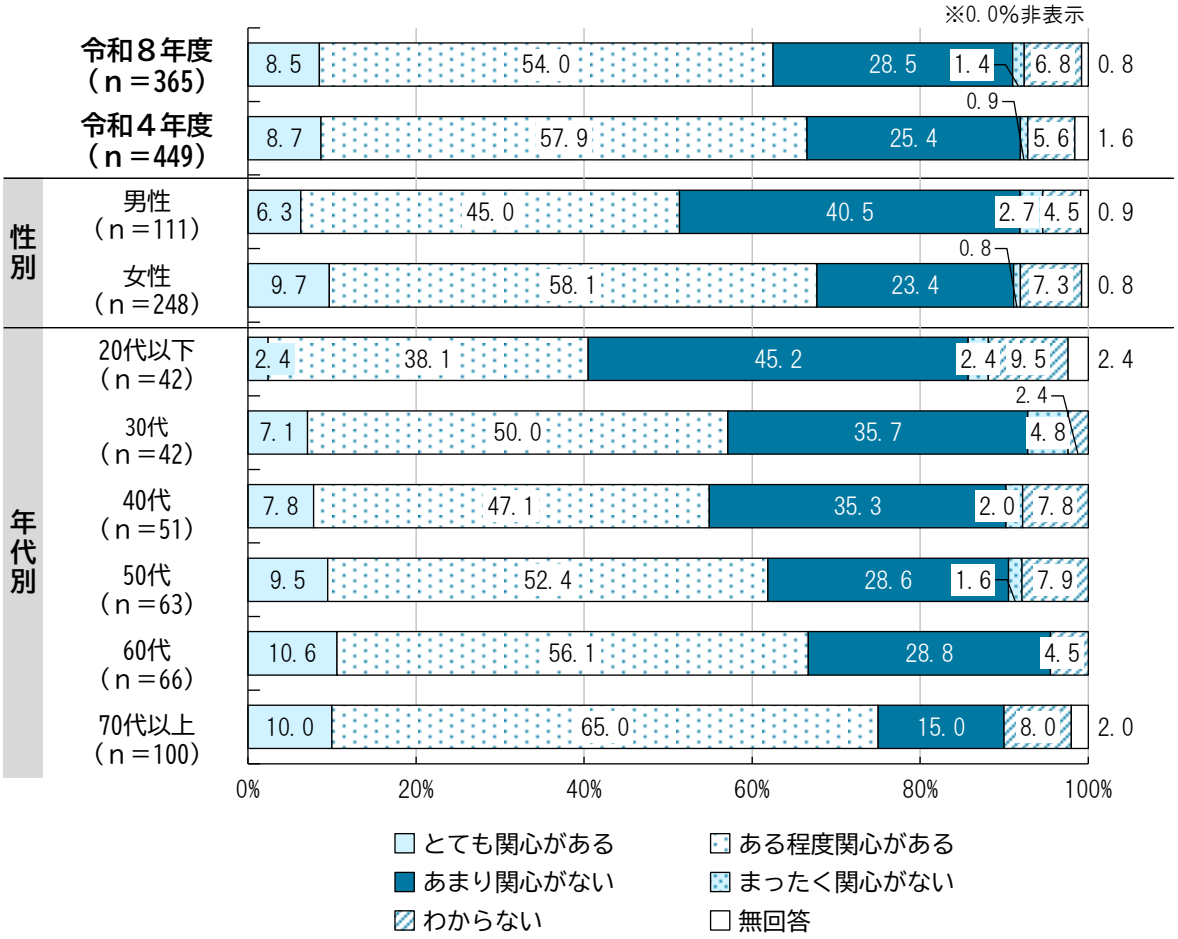

障がいのある方の生活や福祉に対して関心を持っているかは、「ある程度関心がある」が 54.0%と最も多く、次いで「あまり関心がない」が 28.5%、「とても関心がある」が 8.5%などとなっています。また、『関心がある』（「とても関心がある」＋「ある程度関心がある」）は 62.5%、『関心がない』（「あまり関心がない」＋「まったく関心がない」）は 29.9%となります。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

性別でみると、男性において「あまり関心がない」が女性より多くなっています。女性においては「ある程度関心がある」が男性より多くなっています。

年代別でみると、20 代以下において「あまり関心がない」が他の年代と比べ多く、「ある程度関心がある」が少なくなっています。70 代以上においては「ある程度関心がある」が多く、「あまり関心がない」が少なくなっています。

②障がいのある方に対する理解が進むためには、どのような活動が重要だと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

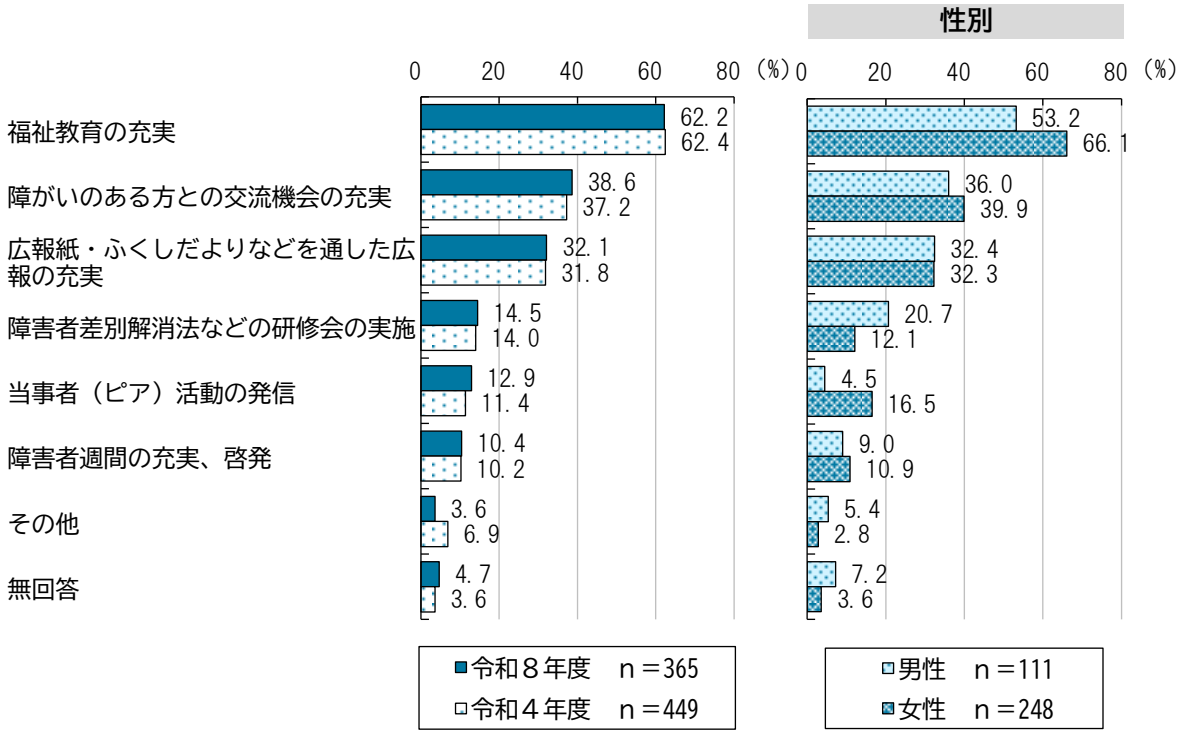

障がいのある方に対する理解が進むために重要だと思う活動は、「福祉教育の充実」が 62.2%と最も多く、次いで「障がいのある方との交流機会の充実」が 38.6%、「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」が 32.1%などとなっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

性別でみると、男性において「障害者差別解消法などの研修会の実施」が女性より多くなっています。女性においては「福祉教育の充実」「当事者（ピア）活動の発信」が男性より多くなっています。

3．障がい者福祉活動全般について

①今後、障がいのある方へのボランティア活動をしたいと思いますか。また、現在活動中の方は、今後とも活動を続けていきたいと思いますか。

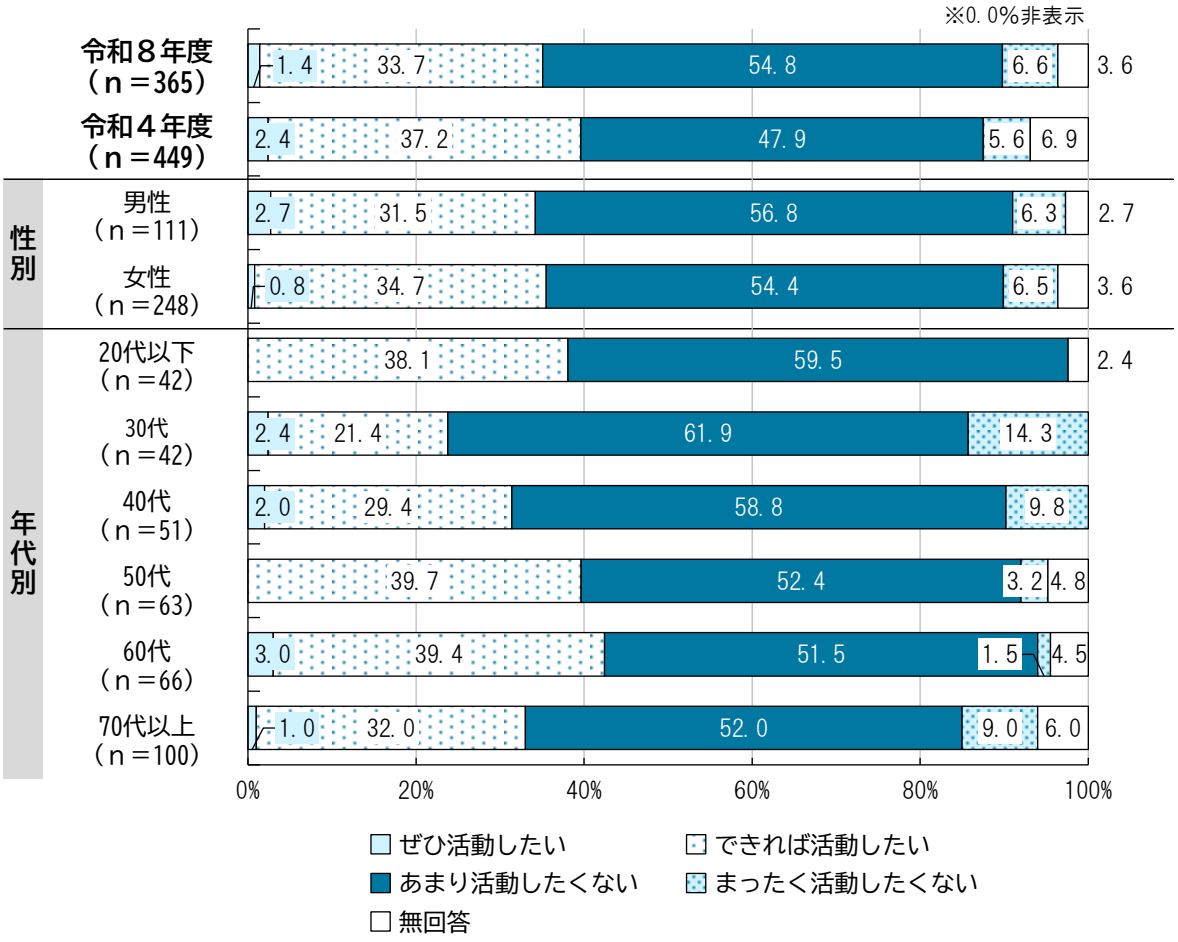

今後、障がいのある方へのボランティア活動をしたいと思うかは、「あまり活動したくない」が 54.8%と最も多く、次いで「できれば活動したい」が 33.7%、「まったく活動したくない」が 6.6%などとなっています。また、『活動したい』（「ぜひ活動したい」＋「できれば活動したい」）は 35.1%、『活動したくない』（「あまり活動したくない」＋「まったく活動したくない」）は 61.4%となります。

令和４年度と比較すると、「あまり活動したくない」が 6.9 ポイント増加しています。

性別でみると、大きな差異はありません。

年代別でみると、30 代において「できれば活動したい」が他の年代と比べ少なくなっています。

②災害時要援護者への対策として、特に取り組むべきことは何ですか。（○は３つまで）

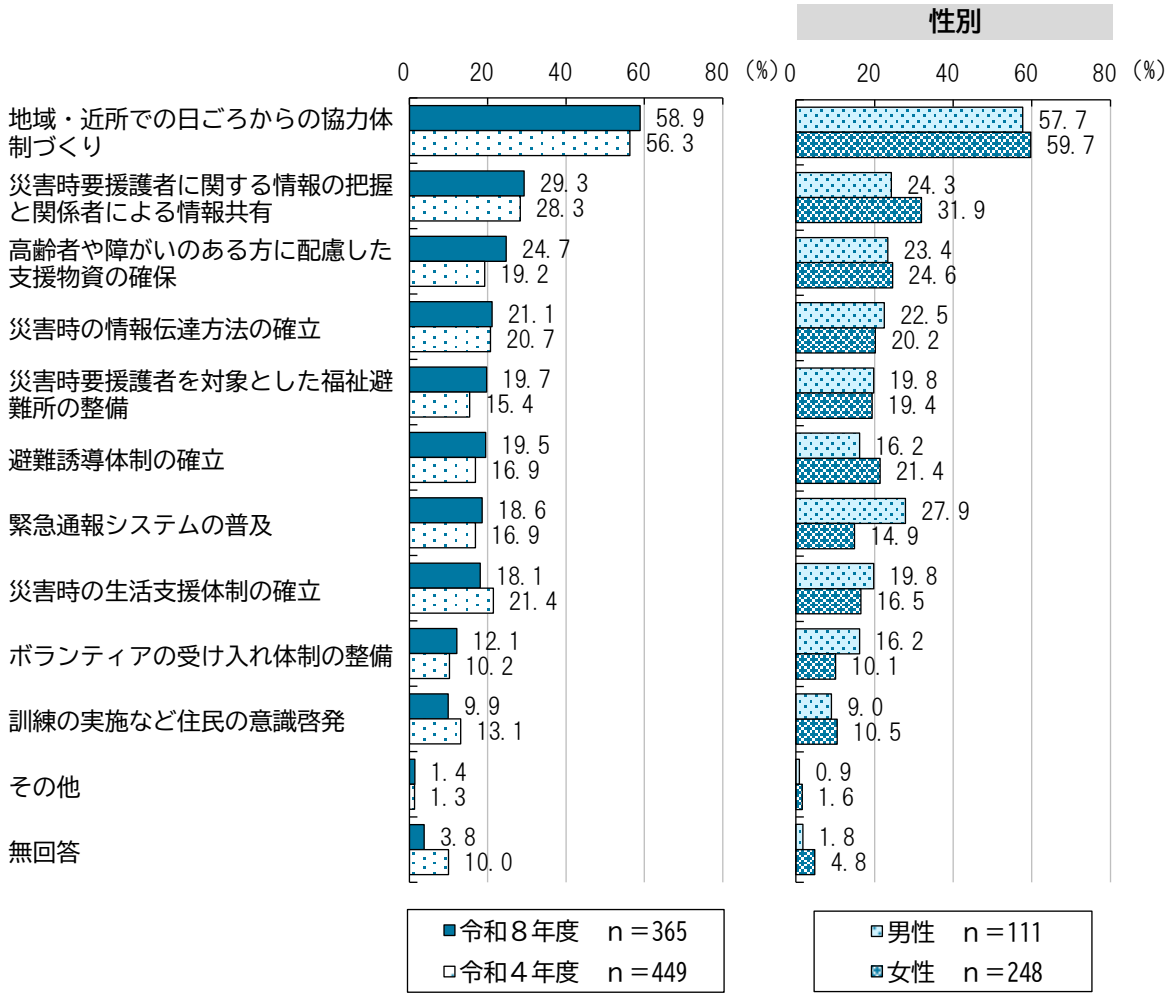

災害時要援護者への対策として、特に取り組むべきと思うことは、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」が 58.9%と最も多く、次いで「災害時要援護者に関する情報の把握と関係者による情報共有」が 29.3%、「高齢者や障がいのある方に配慮した支援物資の確保」が 24.7%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「高齢者や障がいのある方に配慮した支援物資の確保」が 5.5 ポイント増加しています。

性別でみると、男性において「緊急通報システムの普及」「ボランティアの受け入れ体制の整備」が女性より多くなっています。女性においては「災害時要援護者に関する情報の把握と関係者による情報共有」「避難誘導体制の確立」が男性より多くなっています。

年代別でみると、20 代以下において「訓練の実施など住民の意識啓発」が他の年代と比べ多く、「災害時要援護者を対象とした福祉避難所の整備」「高齢者や障がいのある方に配慮した支援物資の確保」が少なくなっています。40 代においては「災害時の生活支援体制の確立」が少なくなっています。50 代においては「高齢者や障がいのある方に配慮した支援物資の確保」が多く、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」が少なくなっています。60 代においては「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」「避難誘導体制の確立」が多くなっています。70 代以上においては「ボランティアの受け入れ体制の整備」が少なくなっています。

４．障がい者福祉活動全般について

①牧之原市は、障がいのある方・高齢者・子どもにとって暮らしやすいまちだと思いますか。

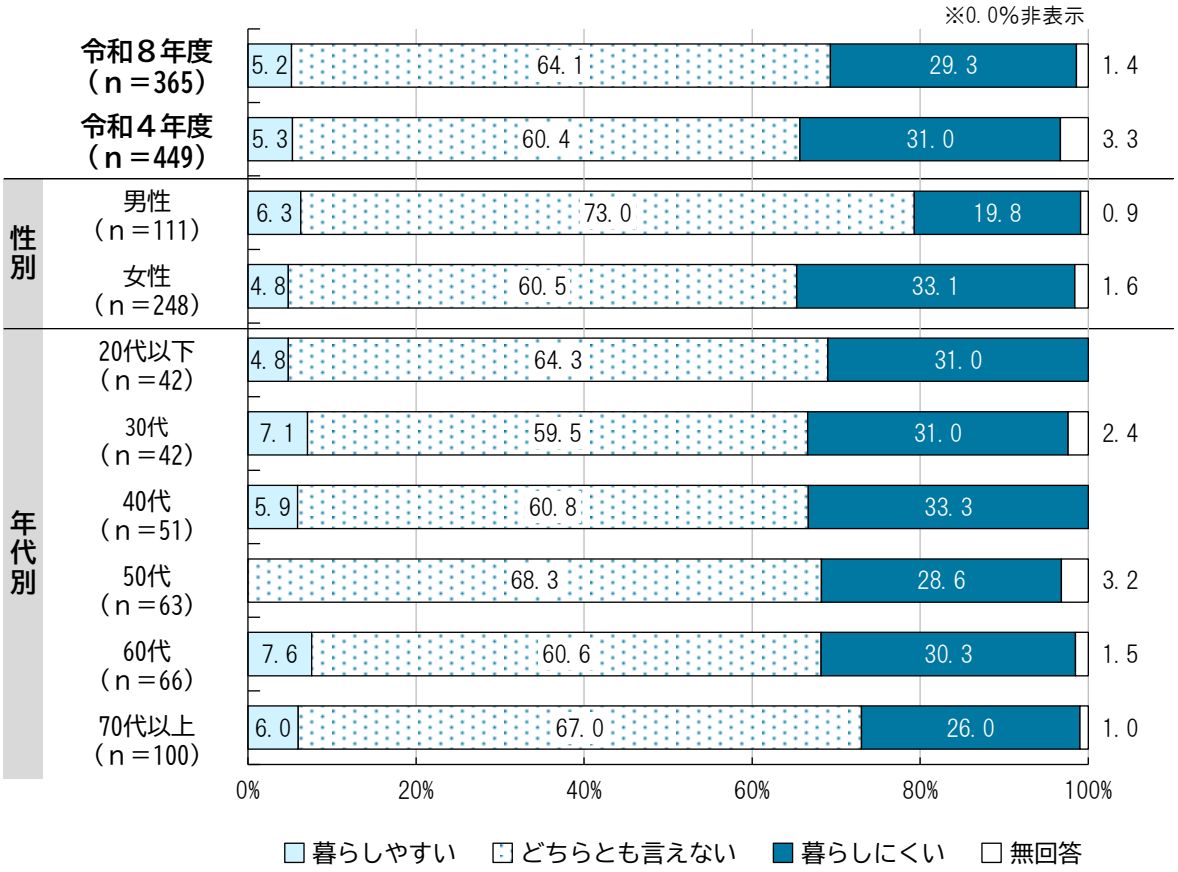

牧之原市が、障がいのある方・高齢者・子どもにとって暮らしやすいまちだと思うかは、「暮らしやすい」が 5.2%、「どちらとも言えない」が 64.1%、「暮らしにくい」が 29.3%となっています。

令和４年度と比較すると、大きな変化はありません。

性別でみると、男性において「どちらとも言えない」が女性より多くなっています。女性においては「暮らしにくい」が男性より多くなっています。

年代別でみると、大きな差異はありません。

②障がいのある方にとって暮らしやすいまちをつくるためには、どのような活動が重要だと思いますか。（回答は３つまで）

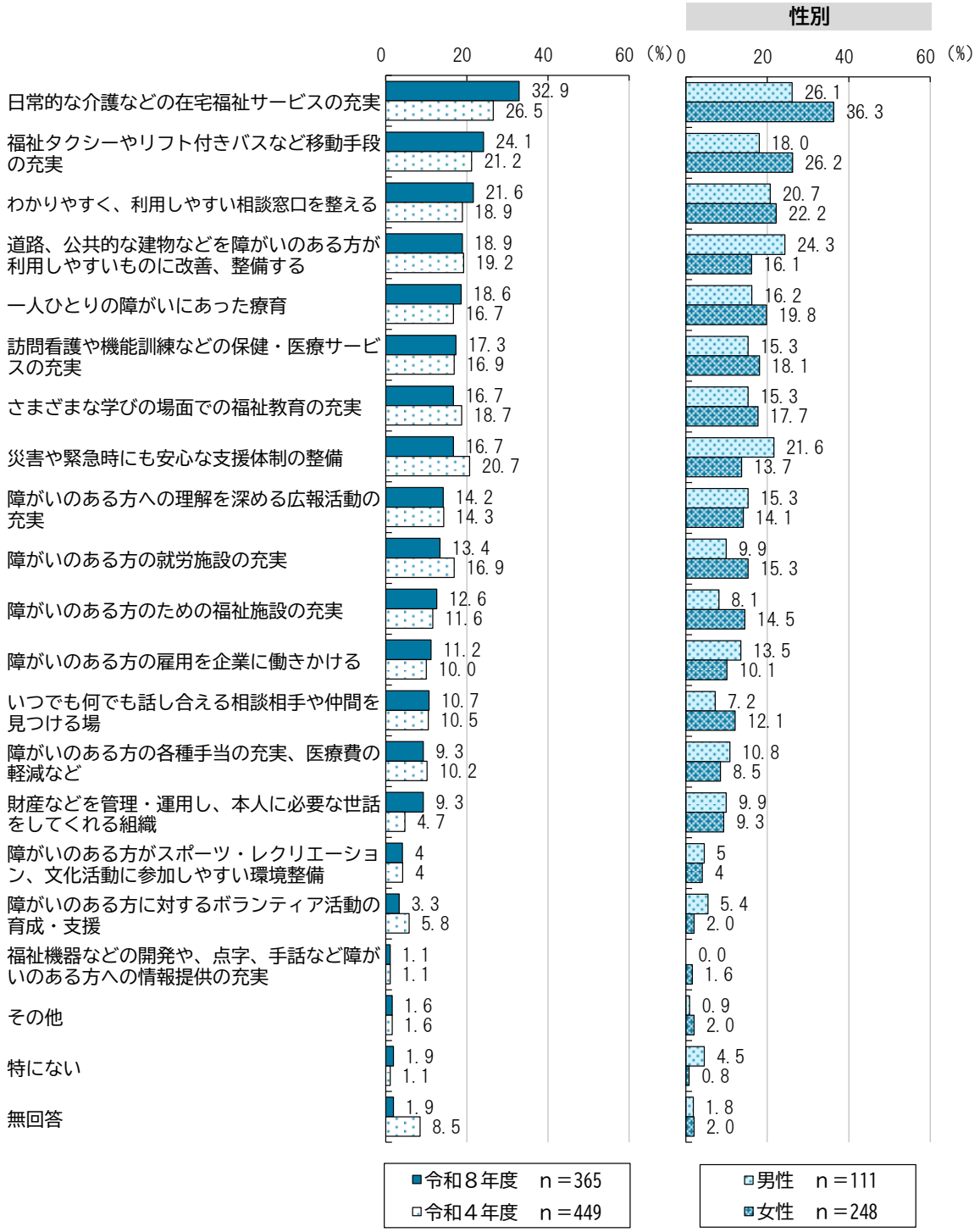

障がいのある方にとって暮らしやすいまちをつくるために、重要だと思う活動は、「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」が 32.9%と最も多く、次いで「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」が 24.1%、「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整える」が 21.6%などとなっています。

令和４年度と比較すると、「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」が 6.4 ポイント増加しています。

性別でみると、男性において「道路、公共的な建物などを障がいのある方が利用しやすいものに改善、整備する」「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」が女性より多くなっています。女性においては「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」「障がいのある方の就労施設の充実」など４項目が男性より多くなっています。

４　用語解説

あ 行

医療的ケア　◇掲載ページ◇　1･4･23･24･33･37･39･61

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

か 行

基幹相談支援センター　◇掲載ページ◇　4･26･40･41･44･45

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う機関。

共生社会　◇掲載ページ◇　2･3･5･8･55

障がいがあってもなくても、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「全員参加型」の社会。

Ｋ６（ケーシックス）　◇掲載ページ◇　21

Ｋ６は米国のKessierらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患のスクリーニング（特定の疾患を持っている人や、疾患のリスクが懸念される人を見つけ出すこと）を目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神多岐な問題の程度を表す指標。

心のサポーター　◇掲載ページ◇　21

メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識を持ち、身近で悩んでいる人に対してできる範囲で傾聴や手助けをする人のこと。小学生からお年寄りまで、特別な資格や難しい知識なしで誰でも研修を受けてなれるもので、国は2033年度末までに全国で100万人の養成を目指している。

合理的配慮　◇掲載ページ◇　3･4･5･47

障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。平成28年４月の「障害者差別解消法」の施行により、地方公共団体等の行政機関においては義務化され、企業などの事業者には可能な限り合理的配慮を提供することが求められるようになった。

さ 行

児童発達支援センター　◇掲載ページ◇　23

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

社会福祉協議会　◇掲載ページ◇　46･48

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

重症心身障がい　◇掲載ページ◇　23･37

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

手話通訳者、要約筆記者、手話奉仕員　◇掲載ページ◇　47

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、他者との意思疎通を支援する人。

障害者基本法　◇掲載ページ◇　3･6

障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成５年施行。平成23年７月に改正された。

障害者自立支援ネットワーク　◇掲載ページ◇　10･21･25･26･47･55･61

障がいがあってもなくても安心して生活できるよう、行政、医療機関、民生委員、企業等、福祉に関する関係機関が集まり、地域課題の検討・課題解決に向けた取組を行っている。

障害者総合支援法　◇掲載ページ◇　1･3･4･6･29

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成25年４月１日に施行。

障害者優先調達推進法　　◇掲載ページ◇　3

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設等で就労、または在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービス（役務）を調達する際、障がい者就労施設等からの調達を推進するための法律で、平成25年４月１日に施行。

小児慢性特定疾患　　◇掲載ページ◇　15

治療が長期間にわたり医療費も高額となる16種の疾患群（788疾病）。これらについて、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者家族の負担を軽減している。

身体障害者手帳　　◇掲載ページ◇　13

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能または咀しゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により１級から６級の等級が記載される。

精神障害者保健福祉手帳　　◇掲載ページ◇　15

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度　　◇掲載ページ◇　4･45･46

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）の財産管理や身上監護を支援し権利を保障するための制度。成年後見は、後見・保佐・補助の３つの類型に分かれる。また任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくこと。

相談支援事業所　　◇掲載ページ◇ 23･26･27･39･45･46

日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。

相談支援専門員　◇掲載ページ◇ 40･58

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

た 行

地域生活支援拠点　◇掲載ページ◇ 4･25･55･61

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供する仕組み。

地域包括ケアシステム　◇掲載ページ◇ 21

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制。

特別支援学校　◇掲載ページ◇ 32･36

平成19年４月より、盲学校、聾学校、養護学校は全て、障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心な役割を果たす。

な 行

難病　◇掲載ページ◇ 5･12･15･48

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家族の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

日常生活用具　◇掲載ページ◇ 48･49

重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書、視覚障がい者用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用のベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

のぞまないセルフプラン　◇掲載ページ◇ 26･27

本来は専門の相談支援専門員による支援を希望しながらも、事業所や人で不足などの理由から、本人や家族がやむを得ず自らサービス利用計画（セルフプラン）を作成せざるを得ない状況を指す。

は 行

発達障がい　◇掲載ページ◇ 1･58･59

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障がい（ＡＤ／ＨＤ）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

法定雇用率　◇掲載ページ◇ 4･16･17

社会連帯の理念に基づき、障がいのある人の雇用の場を確保するため、労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人を雇用する義務を事業主に課す制度。

ボランティア　◇掲載ページ◇ 19･43･54

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの４原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

療育手帳　◇掲載ページ◇ 14

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度によりＡ（重度）とＢ（軽度）に区分される。

レスパイト　◇掲載ページ◇ 33･37･53

「休息」や「小休止」を意味する。在宅で介護を必要としている方が福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が休息をとれるよう支援することをレスパイトケアという。